

令和7年第2回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和7年6月5日午前9時00分、第2回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 七原 剛 | 5 加藤弘文 | 6 今泉吉人 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 原田直幸 |
| 10 金田敏行 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	村松 一	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	村松浩文	生活課長	後藤哲嗣
産業課長	下平 功	保健福祉センター所長	松井秀和
建設課長	松井良之	町民課長	依田佳久
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美
出納室長	村松義典		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 今泉 宏

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問

1 山口伸彦議員

（1）土屋町長の選挙公約（3つの基本理念の下、5つの方向性を定め進めていきます）の実践内容と、その内容の成果と効果と今後の課題を問う

2 今泉吉人議員

（1）コインランドリー設置について問う

3 村松一徳議員

(1) おでかけ北設バス(豊鉄バスを含む)の運行状況改善の効果について

(2) 「アウトドアの町したら」実現に向けての現状と今後の課題について

4 加藤弘文議員

(1) 設楽町を「子育ての町」とする保育行政の諸課題について

(2) ふるさと回帰を促す同窓会奨励補助金の創設について

5 田中邦利議員

(1) 国民的な消費税減税要求に対する町長の認識は

(2) 介護制度の危機と介護事業所の経営困難を打開するために

(3) 高校・小中学校体育館へのエアコン設置を

6 村松純次議員

(1) 有害鳥獣駆除対策の問題点解決のために

7 七原 剛議員

(1) 町営住宅の家賃体系について

(2) 高齢者の介護状況について

日程第6 報告第2号

令和6年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第7 告第3号

令和6年度設楽町簡易水道事業会計予算繰越計算書について

日程第8 報告第4号

令和6年度設楽町下水道事業会計予算繰越計算書について

日程第9 議案第46号

町道路線の一部廃止について

日程第10 議案第47号

設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第48号

令和7年度設楽町一般会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第49号

令和7年度設楽町町営バス特別会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第50号

令和7年度設楽町田口財産区特別会計補正予算(第1号)

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 皆さんおはようございます。定刻となりましたので会議を開きます。

本日は、皆さん「とましーな」シャツでの御出席をいただき、ありがとうございます。また、町執行部の皆さんも御協力をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は、10 名です。定足数に達しておりますので、令和 6 年第 2 回設楽町議会定例会第 1 日を開会いたします。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6 今泉 おはようございます。令和 7 年第 9 回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和 7 年第 2 回定例会第 1 日の運営について、5 月 30 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第 1、日程第 2 は、従来どおりです。

日程第 3、諸般の報告は、議長より、例月出納検査の結果、陳情書の取扱いについての報告があります。

日程第 4、行政報告は町長より報告があります。

日程第 5、一般質問は、本日 7 名が一般質問を行います。質問は受け付け順で、質問時間は答弁を含めて 50 分以内です。

本日提案されている案件は、町長提出 8 件です。

一括上程する議案は、日程第 6、報告第 2 号から日程第 8、報告第 4 号の 3 議案。日程第 11、議案第 48 号から日程第 13、議案第 50 号の 3 議案です。そのほかは、順次 1 件ごとに上程します。詳細は御手元の配布の議案審議一覧のとおりです。

以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告がありました日程ですが、一部確認をさせていただきたいと思います。

日程第 6、報告第 2 号から日程第 8、報告第 4 号と言われましたが、10 号の誤りだと思いますが。

議会事務局長 付託表が間違っていました。

議長 ごめんなさい。それでいいです。ごめんなさい。

ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまいりますので、御承知おきください。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、原田直幸君。1番、村松一徳君を指名します。よろしくお願いします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

本定例会の会期は、本日6月5日から6月20日までの16日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、会期は16日間と決定いたしました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長として、例月出納検査結果について報告をします。

監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果について、令和7年5月実施分の結果報告が出ております。

事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

次に、陳情書の取扱いについて、御手元の議事日程に配付してありますとおり、陳情8件を受理しております。

議会運営委員会にお諮りした結果、陳情、受理番号4から陳情受理番号7と、陳情受理番号11を総務建設委員会に付託。陳情受理番号8から陳情受理番号15文教厚生委員会に付託することに決定いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さんおはようございます。本日は議員各位におかれましては、公私とも大変御多用のところ、6月定例議会初日の開催に当たりまして御参集を賜りましてありがとうございます。

トマシーナ議会ということであります。私も今日は着ておりますので、ちゃんと見せておりますのでよろしくお願いします。

町長に就任して4年がたとうとしています。この4年間で、私たちを取り巻く環境や経済状況も大きく変わりました。特に、食料品、生活用品、燃料など、毎日使用しなければならないようなものの値上げとともに、建

設資材等においても価格の高騰が続いており、それらの状況によりまして町財政を圧迫し、また、日常生活においても厳しさばかりが増しているような状況ではないかと思えます。安心して暮らしていくには、なかなか難しい時代だとは思いますが、この町の良さを実感しながら安心して暮らせるまちづくりを進めていきたいなというふうに思っておるところであります。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まずは、岩古屋山での転落事故についてです。新聞報道で御存じのことと思えますけれども、5月5日月曜日に岩古谷山を3名で登山された方が山頂付近の鎖場の一部が破損したことで、男性1名が約3メートル落下し、腰を打つ軽傷を負われました。どうにか同行者と自力で下山をしまして設楽警察署に報告されたという次第であります。

現場は、荒尾登山口から山頂に向かう登山道で、岩場に鎖を固定している金属製のアンカーが外れたために起こったものです。従来から老朽化が目立っておりまして、東海自然歩道パトロールの方から指摘を受けまして、1年以上前から、う回路を利用することを案内してまいりました。

今回の事故を受けて、現在は、鎖場の通行ができないことを登山者に案内看板を立て周知をし、う回路を利用していただいているという状況であります。今後は、パトロール員や専門家等の意見を聴きながら、復旧の可能性を探ってまいりたいというふうに思っております。

続いて、プレミアム商品券であります。

3月補正予算から繰越をいたしました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により、8月1日から、昨年度同様にプレミアム商品券の販売を予定しております。現在、新たな取扱店を募集しておりますけれども、プレミアム率30%で6,500円分の商品券を5,000円で、1人10冊まで購入することができます。使用期限は令和8年1月31日まで、合計27,000冊の販売を予定をしているところであります。

なのですが、この5月27日に追加の交付金を頂けることになりました。金額は少ないわけではありますが、いろいろ使用方法を考えたわけですが、住民の皆さんに広く平等にお使いをいただきたいということで、このお金につきましてもプレミアム商品券を増刷をして、3万冊ぐらいにして販売をさせていただこうというふうに思っております。

是非、お買い求めいただきまして、町内消費の喚起ということにも十分配慮をしておりますので、お使いいただきますよう、よろしくお願いしたいと思えます。

本日は、7名の議員による一般質問に続きまして、繰越計算書に係る報

告3件、町道路線の一部廃止1件、条例改正1件、一般会計補正予算1件、特別会計補正予算2件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げまして、定例会初日の行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 「行政報告」は、終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を行います。

質問は受付順として、質問時間は答弁を含め50分以内とします。

初めに、7番山口伸彦君の質問を許します。

7 山口 それでは、議長よりお許しを頂きましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、3年7か月前になりましたでしょうか、過去の議員活動のジレンマを糧に町長に立候補されました土屋町長に対しまして、就任以来3年半ほどの時間に、まずコロナ感染の対応から自然災害の発生、国際状況の変動、そしていろいろ行政の活動に支障を来すような内容の国内情勢、条例の改正等々を背負いまして、この時期を迎えたわけではありますが、町の行政に大きな変動が持たされ、危ぶまれましたいろんな事業、また困難な時期もあったと理解しておりますが。いかなる理由があろうとも、町長が立候補されましたときの選挙公約、3つの基本理念のもとに、5つの方向性を定めて進めていく、また、その中の12事業の実践内容と、その内容の成果と効果と、今後の質疑を問いたいと思います。

ただ、50分の間で12事業の質問を投げかけてしまいました。1事業の答弁は簡潔に、二、三分で進捗の内容、そして自ら考えた、自らの成果、そしてその中で、今後こういう問題、こういうものに問題点を残しておるという3つを簡潔にお答えいただきまして、50分を迎えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、自席に戻りまして、一問一答で、質問をさせていただきます。

[山口伸彦議員、質問席へ移動]

7 山口 それでは、通告に従いまして、順番に質疑をしたいと思います。

まず、第1に掲げられました、「未来に希望が持てるまちづくり」と題しまして、設楽ダム事業確約事項の着実な履行について伺いたいと思います。

その一つに、ダム事業における町内事業の徹底の効果と成果につきまして、町長に質問いたします。

町長 簡潔にということでもありますけど。私、この政治の世界に入って18年が

過ぎました。最初に入ったときに、大先輩であります山口議員にいろいろ教えていただいて、ここに立っておるわけでありますけども、大変重みを持って受け止めさせていただいております。

まず最初に、町内消費の徹底ということですが、就任当初から、ダム事務所に対しましては可能な限りの町内消費ということ徹底をお願いをしておるところであります。宿舎も必ず町内につくっていただき、その中でやっていただきたいということでやっているわけでありますけれども。それについては、きちんとやれておるというふうには思っておりますが。

問題点ということでありますけれども。私、懇談会を開く中で、今、こんなに多くの方がこの町に来ているので、皆さん、商売でも人とのつながりということでもチャンスですということをお伝えをしておるんですけども、なかなか新たなことにチャレンジをしていただくというところが見えてこないというのが私は一番の問題点だと思っております。せっかく、私どもの町にとって大きなチャンスですので、これからこのダム事業を通じて、多くの方がチャンスと思って、次の世代がここでなりわいが立てられるというような状況を見据えていければというふうには思っております。

7 山口 続きまして、②に掲げられました、「小水力発電の売電利益を町民に還元」の進捗状況をお願いいたします。

町長 当初からこの4年間ではできないというのは承知をして公約に掲げさせていただきました。ただ、私が就任してすぐ、令和4年度にダム事業が8年間延伸がされてしまいましたので、先行きが分からないわけでありますけれども。思いの中には、この設楽ダムというものを受入れていただいた住民の皆さんに、少しでも何か還元という大変ですが、そういったところをの思いを持って進めておることは確かであります。これから水力発電をやりますということは表明をしておるわけでありますので、その中で、何か住民の皆さんに少しでも還元ができたり、また、町の将来に、これからカーボンニュートラルという時代でありますので、この水力発電をした電気を使って町の将来につながるというようなことを少し考えたいなというふうには思っております。

7 山口 当初、発想したときと比べまして、売電価格等々、いろいろな問題点が指摘されてると思えますけど、今後も、水力発電については力を注いでいくということでよろしいでしょうか。

町長 その思いを持って水力発電については取り組んでいきたいなと思っております。

7 山口 それでは、2の、地域資源を最大限活用した産業振興の成果または進

捗状況、3つの事案についてお伺いいたします。

①の林業、農業従事者の育成定着の成果と、またその進捗状況、問題点をお答えください。

町長 令和3年から6年まで、5年間の農林業の就業者でありますけれども、令和3年度が3名、4年度も3名、5年度はありませんでした。6年度は2名です。これは把握ができるということで、後を継がれたとかというのは把握ができておりませんので、一応こういった形になっています。

林業従事者とか農業従事者というのは、これからの移住に大変直結するところでありますので、力を入れてやっておるわけでありますけれども。それにつながるかどうか分かりませんけれども、田口高校の魅力化という中で林業科があります。魅力化という中で、私ども、当初、林業のアカデミーをこの中につくっていただきたいというお願いを県にしておったところでもありますけれども、なかなかうまくいきませんので、今、専攻科をつくっていただきたいという話をしております。その中で、県のほうから、田口高校のカリキュラムというか、授業の在り方というものの変更という提案を頂きましたので、私自身としては、そういったところにも少しは力が発揮ができたのかなというふうには思っております。

7 山口 はい、ありがとうございます。田口高校の林業科における問題点は、もう過去10数年来、何とか、アカデミー、また、いろんな形で、県の施設ができるといいなと言いながら続いております。どうか力を入れながら、これも、現在検討中ということで理解いたしますが、ぜひ力を入れてやっていていただけたらと思います。

続きまして、観光行政を充実し、交流人口の増大を図る成果と進捗状況を訴えられておりますが、この進捗状況、そして問題点を質問させていただきます。

町長 はい、これからのまちづくりを見るときに、私、多くの方に、この町にまず来ていただいて、知っていただき、ファンになっていただくということが大変重要だと。そこが一番だろうなというふうに思っております。

そんな中で、就任当初から、観光協会だけはすぐに法人化をしたいという思いを持っておりましたので、何とか昨年度法人化をすることができました。

中で旅行業の資格を持った方を事務局長に迎えておりますので、今年ですか、昨年度ですか、観光協会自体が旅行業というものの登録ができたというふうに聞いております。ですので、そういった中で、自分たちで、この地でなりわいを立てられている、観光に携われる方、そうでない方もあわせて、多くの方が自分たちで少し考えていただけるという体制はできたの

かなというふうに思っております。まだまだできて間もありませんので、なかなか大きな成果というわけにはいきませんが、これについては、多くの方に来ていただくという取組も、いろんな場面、例えばオリエンテーリングもそうですけども、いろんな場面で多くの方にこの町に来ていただくという取組は実施をしておりますので、その成果はこれから少しずつ出てくるものだというふうに思っております。

7 山口 特に観光行政等々につきましては、当初から力を入れながら、地場の自然を売り出すということで、力を入れております。だと思しますので、ぜひこれにつきましては、今後も力を入れて頑張っていただきたいと思います。

次に、町発注事業の町内消費の徹底についての効果と成果、また問題点を問います。

町長 町として、この町の中で調達できるものは可能な限り調達をなさということで指示をしてやっておるわけでありますが、先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、私どもとすると、例えばダム事業でも、町内消費を徹底してくださいってダム事務所にお願いをすることができそうですが、私どもができるのはここまでです。それを受けて、町内の方が自分たちのなりわいにつなげていこうという思いを持って取組をしていただかないとなかなか進んでまいりません。待っていると役場がやってくれると思ってみえる方がかなり見えます。私、懇談会でも、そうじゃありません、役場ができるのはここまでです。皆さん、それをもって、例えば、ダムを請け負われた事業者の方にも営業活動をしていただきたいということを申し上げておるわけでありますが、そんな中で、取組をされて御自身で営業活動されて、つながっておるという状況も見えますので、私どもがこれから町として発注するものでも町内で調達できるものについては可能な限り町内で調達していきたいというふうに考えております。

7 山口 ありがとうございます。いろいろ関係業者の皆さん、ダム関係に対する業者の皆さん方ともお話をさせていただいて、町行政が、とにかく消費は町内で頼むということは、くどいほどお聞きしていますと伺っております。また、業者の言われるには、買いたくても買うものがないと。確かに商工業者、現在 80 事業所ぐらいですか。当時 130 から 140 ぐらいありました事業所が減ってしまって、確かに、消費できるお店がないということで、今後も商会とタイアップしながら、できたら、操業できる業者が町内に増えていただければと思いますので、その辺の行政努力というのか、いろんな形でフォローしていただきますようお願いしたいと思います。

続きまして、2 番に出されました、「安心して暮らせるまちづくり」に

つきまして、質問させていただきます。

ダム完成後を見据えた行財政改革についての2事業の進捗状況と問題点を聞きたいと思います。

①に、「住民の皆さんとの対話の充実」の、成果と効果、問題点をよろしくお願いいたします。

町長 私、先ほど山口議員のほうから言っていただきましたが、議員のころに思っておったのが、一番がここです。もう少し住民の皆さんと対話をする機会をつくらないといけないという思いを持って町長に立候補させていただきましたので、ここには力を入れてきたつもりです。

今、4回目の住民との皆さんとの懇談会を開催させていただいておりますけれども、その中で、まずはこの町の今の現状を知っていただくことが大事だということで、財政の話もさせていただいております。

なかなか、私が当初思ったより財政的にも厳しいものですから、厳しいお話が多いわけでありまして、そんな中でこういった将来を皆さんと一緒に迎えていくのかというお話をさせていただいております。

皆さんとの対話という意味では、住民との懇談会も開催ができましたし、小中学校の皆さんとも毎年今学校へ訪問をしてお話を聞かせていただいて、子供たちとお話をさせていただくことはできておりますので、できておるかなと思っております。

また、高校であったり、商工会の若い皆さんとは懇談の場を設けたりとすることができるわけでありまして、なかなかこの女性の皆さんとお話をするという機会ができないなという思いであります。そんな中で、場面がよくないという思いはありますが、保育園の統合を今年度させていただきましたが、その中で保護者の皆さんと少しお話をさせていただく機会を設けていただきましたので、保護者の皆さんとも少しお話ができたかなと思っております。

高校については、高校生議会などやりませんかという投げかけをしておるところでありますけれども、なかなか、小学校、中学校でも、小学生議会だとか中学生議会をやりませんかという投げかけを教育委員会を通じてやっておるところでありますけれども、なかなかその体制が先方のほうでできないということでもありますので、今の形で何とかやれているのかなと思っております。

7 山口 はい。長引くコロナ等々で、集会の機会がここ5年ほどを中断されております。住民との懇談と問題につきましては、現在、町内における32行政区ですか、いろいろな区のコミュニティーが、やや失われつつあるような気もいたします。また、それぞれの老人クラブとか、いろんな町内にお

けるゲートボールの会、それから文化協会の活動、体育協会の中の活動等々、非常に静寂になってきてるという中での見直し等について、今後の問題点ではないかなと思いますので、またその辺、十分検討していただきながら、住民の力添えをお願いしたいと思います。

続きまして、②の、「10 年を見据えた事業の見直し」の、具体的な事業につきましの進捗と、問題点を質問させていただきます。

町長 私、公約に掲げた中で、ここが一番難しいなという実感をしておるところであります。

町民の皆さんにも、少し財政的なお話をさせていただいておるわけですが、私も、庁の中、職員の中にもこの話をずっとさせていただいております。将来 10 年後の財政を見る中で、きちんとそこに合わせていくということをやりなさいということを言うわけですが、なかなか事業を減らすっていうことができない状況にあります。なんですが、やらないと減っていかないもんですから、そういう中では、きちんと将来を見て、やめていくものはやめていくということで。また、形を変えて新たにしなきゃならないものもあるわけですので、少しそういう見直しをさせていきたいなと思ってやっておるわけですが、なかなか減らないことも事実です。

議員の皆さんから、こんなことをやらないかというお話をいつも頂きますが、私ずっと思っています。事業をやったり物をつくったりというのは簡単です。お金は用意すりゃ何とかあります。ただ、その先のことを少し考えていかないと、どうやって維持をしていくんだということを考えていかないといけないわけですので、そういったことも含めて、また皆さんとそんな議論ができたらいいなというふうに思っております。ここについては、もう少し頑張れるのかなと思っておりますけれども。

私自身として、財政のスリム化ということ、また事業の見直しということは 4 年間ずっと言ってきましたが、なかなか成果が出ないのも事実であります。

7 山口 足元の健全化も必要であります、人口がどんどん減っていく中での 10 年後の設楽町のあるべき姿等々も見据えながら、施設におきましても、いろいろな事業におきましても、先を見た事業展望を今後とも行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、「町民が安心して暮らせるまちづくりについて」、3 事業の質問をさせていただきます。

町内 4 地区の、先ほど申し上げましたような地域活動の活性化に向けた体制整備についての効果と成果、また問題点を質問させていただきます。

町長 4 地区の事業はもう 10 年ぐらい前から進めておるものでありますけれど

も、実際にこの地域活動が継続しておったのは津具地区だけだったわけですが、ここ何年かの中で、田口は田口の若い皆さんがそういう組織を立ち上げていただきましたし、清嶺地区は清嶺地区の皆さんが、若い皆さんがそういった組織を立ち上げていただきました。名倉地区においても、今、新たな組織を立ち上げていただいて地域活動をしていこうという動きが出ておりますので、私はそういった意味では形がよくなってきたなというふうに思っています。町のほうからこんなふうにやっていただきたいということではなく、自主的に地域の方が自分の地域を思われて活動されるわけですので、大変いいなと思っております。町として、それについてできる支援は惜しまずやっていこうと思っております。私、まちづくりの基本はここにあると思っておりますので、惜しまず、私どもも支援をしていきたいなというふうに考えております。

7 山口 長年、地域活動については、各町長が力を入れてきましたけど、昨今、過去に活動していただいた方から、世代交代がもう始まっていて、新しい世代の皆さんがこの地域に参入してくるというようなものがちょっと遅れとるかなあというような気もいたします。元気のいい高齢者がどんどん亡くなってしまい、地域も、まとまりがやや薄れていると。先ほど申しましたとおりの現状になっておりますので、ぜひその辺、今後も力を入れて、組織づくりをお願いしたいと思います。

続きまして、②の買物支援の検討と充実についての効果と成果、先ほどとちょっとバッティングしますが、簡潔にお願いしたいと思います。

町長 買物支援につきましては、お店がなくなってしまった地域もありますので、いろんな取組をしておるところであります。

町営バスの三都橋線については、田口へ来てお買物をして帰れるというようなダイヤの構成をさせていただきましたが、なかなか設定をしてやっておりますが、使っていただける方がおらんのも事実であります。

それから、移動販売ということで、浜松の業者さんですが、私どもの町にも週に1回ですか、来ていただいておる状況であります。これが好評でありましたら、またほかの地域もということで、私どもがお願いに上がろうというふうに思っておりますが、ほかの地区から要望が上がってきませんので、どうなのかなと思っておるところであります。これ、なりわいです。なので、ある程度、商売については、私、懇談会の折にも言うのですが、住民の皆さんで地域の御商売を守っていこうというつもりがないと、なかなか続いていかないというのも確かであります。ですので、そういった思いも少し持っていただく中で、私どももできる支援をしようというふうに思っております。

また、まだまだなかなか問題があつて、前に進んでおらん状況ですが、田口地区の中で少し買物の足の確保というものも今考えて検討させておるところであります、またこういったものもいい方向が出ればというところでもあります。

7 山口 当初から、こういう商店につきましては、人の集まるところに店ができるということで、商業も、工業も、ボランティアじゃありませんので、大変慎重に、それぞれの業者も検討されておるかと思います。町長、男気が強く、まちづくりについては人一倍考えてみえますので、信長になったようなつもりで楽市楽座を検討していただきながら、業者が出やすい地域づくりをよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、③の、ごみ処理の最適化に向けた関係自治体との協議の進捗、また、問題点を質問させていただきます。

町長 ごみの最適化につきましては、新城市さんから以北、根羽村を含めた、今5市町村で検討を進めさせていただいておるところであります。目標としては、令和14年度の新施設の稼働に向けて話を進めておるところであります。話はきっと進んでいくとは思いますが、一つ懸念を持っておるのは、建設費がかなりの増大ということです。令和14年稼働という、何年稼働という、何年後には建てるわけですが、恐らく当初の見積りの倍近くかかるのではないかという懸念を持っておりますので、その辺は少し注意深く見守っていきいたいというふうに思っております。

7 山口 5市町村で、大変大きな問題でありますし、かつてから、それぞれのごみ処理場がもう限界に来てるといふ共通点を持っているかと思っておりますので、積極的に慎重に、住民が安心してごみが出せるような形で、今後とも努力をしていただきたいと、そのように思います。

続きまして、3に上げられました、「豊かな心を育むまちづくり」という中で、2事業について質問させていただきます。

「子育て支援、教育環境の整備」ということで、時代とともに変化するニーズに合わせた子育ての実践内容、また今後の問題点を問わせていただきます。

町長 私ども設楽町としては、昔から子育て支援ということには大変手厚い自治体だというふうに思っております。ですが、時代の変化とともにニーズが変わってくるわけですので、職員には、時代の変化に合わせて形を変えていきなさいということで、少しずつですが、形を変えてきておる状況の中にあります。

ただ、私もこれは想定外だったわけですが、今年、保育園を1つ閉園をすることとなりました。もともと、田口宝保育園さんが、やっていただけ

るという状況の中で計画を立てておったわけですが、できなくなったということで、町で4つの保育園ということで、当初4園ともやろうということで計画をしておったわけでありましてけれども、いろんな手を尽くしましたけれども、保育士の確保ができておりませんので、今年、3つにということでさせていただきました。

今後の問題点ということでもありますけれども、その折に、1園化の話もさせていただいたわけですが、もう既に今年度において未満児さんをお預かりできないというような状況が生まれております。これやっぱり保育士さんが足りないということです。いろんな手を尽くしておるわけでありましてけれども、町の保育、子育てということで、何が一番大事かということ考えたときに、きちんと預かれる体制をつくるということが私は一番だというふうに思っております。そんな中で、また住民の皆さんと検討する中で、この保育園の在り方であったり、子育てのニーズということについては考えていきたいなというふうに思っております。

7 山口 当初、出生 20 人ぐらいのときからですか、20 人切ったらどうしよう、15 人切ったらどうしよう。10 人切ったら、というところまで設楽町は来てしまいました。6 年度の出生、たしか 10 人届かない、6 人と。町内 6 人で、小学校が 4 つで、保育園が今、一、二、三つですか。中学は 1 つですけど。そのような状況の中で、②に重なりますので、そこは町長にお答えいただくとして。子どもが少ない、施設は多い等々の問題点、大変な問題だと思えますし、町民との調整も大事かと思えます。その辺、町長、どのような方向で持っていけますでしょうか。

ついでに、②に入ります。

学校の在り方検討委員会より示されました教育環境への早期対応の進捗、ここでバッティングしますので、これも、踏まえてお答えいただきたいと思います。

町長 これは、就任してすぐのときにお話を教育委員会のほうで進めていただきまして、昨年度ですか、中学校は 1 つになり、小学校が 1 つ閉校となって田口のほうに通うという状況であります。

先ほど議員のほうから指摘ありましたけれども、今年度 6 人であります。昨年度もたしか 6 人であります。生まれてくる子供が 6 人ずつという状況の中で、学校の教育をどうしていくのかということですが、教育行政でありますので、それは教育委員会のほうでこれからお話をされるということでもあります。そこについてとやかく言うものではありませんけれども、教育委員会のほうからのお話の中で、令和 9 年からの教育基本計画の中には、前回同様、学校統合のことを明記しなければならないと考えているという

御報告を頂いておりますので、その中で、教育委員会の中で十分精査がされて、学校の在り方について検討がされていくものというふうに思っております。

7 山口 出生の人数につきましては、行政云々の努力でかなうものではありませんので、今後の流れを見ながら、本当に設楽町の今後どうなっていくかというような大きな問題でありますので、その辺、慎重に住民との対話を十分されながら、活力のある地域になれるような方向で御努力をいただきたいと、そのように思います。

局長、あと時間、どれくらいありますか。

議会事務局長 15 分です。

7 山口 15 分。はい。

町長の選挙公約について、いろいろ質問をさせていただきました。本来でしたら、1 事業ごとに十分一般質問に提案できる内容でありますので、上走をしながら、質問をさせていただきました。

町長がいろいろな問題点を提示していただきましたし、今後の方向に對しまして、上面というのか、短い時間を要望しましたので、活字だけの答弁とはなってしまいましたが、問題があることはもう十分、この事業全てにいろんな問題を残してしまったと思っております。

町長は、今考えております、自分が3年7か月実践してこられて、目標を立てられて、総合的、相対的な、自分なりの評価で、どのくらいの進捗、パーセントで結構です。私の結末に至るまでの進捗から見たらまだ 20% だよとか、自らの判断でお答えいただきたい。そして、本当にこれだけは、という問題点、これだけはしっかりやっていると設楽町のためにならないという問題点をお持ちでしたら、ぜひ、今 15 分あると言われましたので、五、六分でやっていただければと思います。

町長 以前にも、議員の方から御質問を受けて、自己評価ということで。私自身、評価は人がするものだと思っておりますので、自分自身で点をつけるということはあまりすることがありませんが、そういった意味でいいますと、私、この3年半ですが、信念を持ってやってきたつもりです。そして、曲げずにやってきたという思いはあります。で、そんな中で、なかなか思うようにいかないことも多々あるわけでありましてけれども、種もまいてきたつもりです。芽が出ておるものもありますし、まだまだこれから芽が出るものもあるというふうに思っております。

住民の皆さんと懇談をする中で、財政の厳しいお話をさせていただくことが多いわけですが、厳しいお話だけでは駄目です。やっぱり夢の部分がないと、町というのは将来に向かっていけないという思いを持っております。

すので、夢の部分についても私なりに種をしっかりとまいてきたつもりであります。

将来を見たときに、自治体同士の連携というのは必ず必要ですので、自治体同士の連携ということにも力を入れておりますけれども、私は、民間の皆さんとの連携というのはこれからもっと必要になるというふうに思っています。先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、発電をするわけでありまして、その売電ということについては、私どものほうに権利を持ちたいなというふうに思っております。そんな中で、カーボンニュートラルということで、いろんな企業の皆さんとつながりを持つことができ、そんな中で、ほかのつながりにつながっていくということは大変大きなことでありますので。そういった思いを持って、これからも発電だけでなく、ほかでも民間企業の皆さんとのつながりの中で事業を進めておるものも多々あるわけでありまして、そういったところはある程度できておるというふうに思っております。

これはまだ、発表の段階にはないんですが、実は今、大学とお話をさせていただいております。大学と協定を結ぶ中で、ここと協定を結んでいただこうということで大学とお話をさせていただいております。なかなか、私どもの町としても財政が厳しく、大学側も財政が厳しいということでもありますので、協定を結ぶ中で、将来的にどんなところに発展していくのかというのはなかなか未知数で見えてこないわけでありまして、できれば、サテライトキャンパスなんていうものができればうれしいなと思っておりますが。そこについてはこれから何年かかるか分かりませんが、その話の中で、少し話を進めていきたいと思っております。若い方がこの町に来ていただけるということは、町の在り方が大きく変わるということでもありますので、これは必ず間違えずにやり遂げたいなというふうに思っておるところであります。

苦しい話だけでなく、こうして夢をしっかりと持てるようなところも、私自身、力を注いできたつもりでありますので、自己評価をしようということでありましたら、75 点ぐらいはつけてあげていいのかなというふうに思っております。

7 山口 はい、ありがとうございました。最後の質問になります。夢をたくさん語っていただきました。誰がやるんですか。あと 5 か月もたてば町長選挙になります。まだ、町長は継続の表明はされておられません。辞めるとも言われておられません。町民も、そろそろ、どうなっているんだという声が出ております。もろもろ言われました、本人からの評価 75%を町民に委ねて、評価するのは町民であります。第 2 の目標をしっかりと立てて、今述べ

られましたいろんな問題点、いいこともあれば、難しいこともあります。いいことだけじゃなくて、難しいことも共々、町民に投げかける御覚悟は。夢を実現する、誰に託すのか。自分に託すのか、本心をお聞きし、私の質問を終えたいと思います。

町長 はい。次をどうするかという御質問というふうに受け止めておりますので、正式にお話をさせていただきたいと思います。

いろいろ考えてきましたし、いろいろ私、3年半頑張ってきたつもりであります。できておること、できなかったこと、種をまいてあるもの、いろいろあるわけでありすけれども、先ほども申しましたけれども、評価は住民の皆さんがするものだというふうに思っておりますので。いま一度、私がチャレンジをさせていただく中で、住民の皆さんから評価を受けていきたいと思っておりますので。いま一度、町長選挙には立候補させていただこうと思っておりますので、お願いいたします。

7 山口 設楽町内、いろんな事業に種まきをされたと。そろそろ芽が出て、花が見られる時期を目指して。どうか、今言われました問題点等々、特に町民との接触を大切にしながら、協働で町をつくっていききたいという心を忘れずに、ぜひ、民意を尊重していただきながら町民の評価を受けていただきたいと、そのように希望いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 これで7番山口伸彦君の質問を終わります。

議長 次に、6番今泉吉人君の質問を許します。

6 今泉 議長のお許しを頂きましたので、一般質問を行います。なお、質問については、一問一答でお願いします。

件名、「コインランドリー設置についてを問う」という件名で行います。

現在の社会情勢を鑑みると、アメリカトランプ政権で関税 25 パーセントを課する報道で世界中が経済不況に陥り、日本の株価も大幅に下落するなど、国民の経済観念で大変なことになってきています。また、本年4月からは食料品、電気料金などが軒並み値上げになり、生活環境に影響を期しています。ここ、設楽町の消費者も物価高にあおられ、生活を維持するのも何処を削ればよいか不安要素が増してきています。これら経済対策を打破するのは時間経過が必要と思います。

また、地球温暖化の影響を得て、この地球規模の変化を私達はどのように捉えていけばいいのか考えてみました。

本年のように設楽町も数年ぶりの大雪で停電も長く続くなどで、家庭での生活や洗濯も一時的ではありましたが、影響がありました。これも、先程も申しましたように、地球温暖化でいつ大きな災害に見回れてもおかし

くありません。

設楽町の財政は厳しさも増し、ここ数年で財政調整基金も底を付くのではないかと地区懇談会でよく町長が申していました。

そこで、設楽町に年間1,000万口位の収入源はないのか考えてみました。今は所得税、住民税、法人税、ふるさと納税寄付金、消費税の還付金等の収入がありますが、設楽町が大型事業に取り組むと財源が益々減っていきます。そうすると町民の生活にも大いに影響を及ぼします。

そこで、町営によるコインランドリーを設置すればその純利益が町に入ると思います。新城市にあった個人でコインランドリー経営していた業者がいました。1か月の収入を確認すると平均で100万円くらいの純利益があることを聞いています。

設楽町もダム建設に伴い500人の従業員が入ってきます。その需要と供給に大いに役立つと思います。町民の方から、「設楽町に大型のコインランドリーが欲しいが、だれかやる人がいないかね」と、数名の町民の声を耳にします。その後、通告後に設楽町の町民、特に、田口地区、神田地区などにコインランドリーについて確認すると、多数の町民からコインランドリー設置の要望を受けています。

近年のコインランドリーは、アレルギー対策や仕上がりの良さが注目され、一人暮らしの学生や単身男性から主婦層へと需要が変化しつつ拡大しています。これらのニーズを背景に、最新のテクノロジーを積極的に採用し、更なる多様化する客層のニーズに応えられると思います。コインランドリーの乾燥機は、高温の温風で各種ウイルスの消滅と花粉、黄砂などを吹き飛ばす機能を有しており、安心安全も出来ると言われています。

現在の設楽町に点在されているコインランドリーは、名倉地内の農協に洗濯機1台、乾燥機2台。田峯観音様の普及所に洗濯機1台しかありません。したがって、設楽町民のコインランドリー利用者の大部分が新城、豊川市まで出向いている有様です。隣接では東栄町にもコインランドリーありますが、老朽化が進み、その対策で、町が初期投資を補助し、管理は地区で行っていることを確認しています。

次に、設備投資については、コインランドリー開業のための資金の目安は、初期費用は、洗濯機、乾燥機といった機器にかかる費用——設備工事、内装工事費用、約500万～1,000万。機器の費用の目安は、洗濯機縦型、約15万～30万。洗濯機横型ドラム式、約50万～200万。乾燥機、約80万～100万。洗濯乾燥機、約200万～300万等、立地や規模、開業形態など込み込みで、概ね3,000万～4,000万位かかると聞いております。

コインランドリーのメリットは、無人で運営できて、季節による多少の

波はありますが、安定した売り上げを見込める点など大きな魅力だと感じます。コインランドリーは羽根布団、毛布、衣類やスニーカーなどもセルフ洗濯、乾燥が出来るため、クリーニング店などと比べても安く短時間で仕上げられるのが特徴です。ランニングコストが余りかからない。景気に左右されない。利回りが比較的高い。空き店舗を活用すれば、初期投資が少なく有効活用が出来る。ウイルス消滅、花粉、黄砂等も吹き飛ばす、などの、コスト面、衛生環境、利便性等が認められます。

そこで、これらのことを鑑みると、コインランドリーを開業するには土地、建物など初期投資がかかるため、中々手を上げる業者が見当たらないのが現状と思います。

以上のことから、下記の質問をします。

1、以前、コインランドリーの一般質問があったと聞いているが、何故、良い結果が得られなかったのか、その真意をお聞きします。

2 番目以降は、質問席からやります。よろしくお願いします。

[今泉吉人議員、質問席へ移動]

産業課長 それでは産業課のほうからお答えします。

過去の議会では、平成 24 年、第 2 回総務建設委員会の委員会質問として、あと翌年、平成 25 年の第 1 回定例会で、「コインランドリーの設置について」などの一般質問がなされました。

当時は田口地区で営業されていた民間企業が撤退して間もない頃で、町民の声を受け、町管理施設の一部をコインランドリースペースとして民間企業へ貸出しができないか、町の政策として設置することはできないかといった御質問がなされました。

その際は、当時の各施設には貸し出すスペースがないこと、また、いずれの施設も補助施設で耐用年数期間のため改修ができないこと、あと、町としては、営利的要素が高いことから、民間企業が参入いただけるよう、商工会等を通じて働きかけを行うという答弁をしております。

その後、今日まで、明確な理由は明らかではありませんが、結果として、設置されることがないと、残念なことと思っております。

以上です。

6 今泉 一応は、分かりました。

続いて、行います。

コインランドリーは、保健衛生の面からもみても、ウイルスの消滅、花粉、黄砂などを光熱乾燥で、衛生環境と利便性、安全性があることが立証されていると思うが、町はこの点をどのように捉えているか、その見解をお聞きしたいと思います。

産業課長 コインランドリーの最大のメリットは、先ほど、議員がおっしゃられたことと同じとなりますが、利用者の目線から見ますと、家庭用洗濯機と比べて、大容量の洗濯物を一度に洗うことができること、それから高温による乾燥で殺菌と除菌にも効果があって、短時間で仕上がることから、梅雨どきや洗濯物が多いときは特に時間と手間が削減されますし、また、近年では、もう羽毛布団やカーペットの大型製品も洗濯ができて、利用できて上質に仕上がるなど大きなメリットがございます。

一方で、本人ランドリーまでの移動時間と利用料金、それから御自身が利用する前に誰が何を洗ったかというのが分からないというような不安な声もあるということもお聞きしております。

以上です。

6 今泉 はい、一応は理解いたしました。

続いて行います。

コインランドリーを経営したい業者が現れた場合、設置場所として、空き公共施設、在住はしているが、例えば特産物振興センター1階フロア等の賃貸契約を検討していただけるか。また、賃貸料は1か月どのぐらいの設定をしているか、お伺いしたいと思います。

産業課長 はい、過去の一般質問の際も同様な御質問がございまして、その際は、特産センターの会議室の一室を改修したら、といったものでございました。当時は、先ほども答弁させていただきましたが、補助金の耐用年数期間中であるということから改修ができないと答弁をいたしました。現地は、現在でも比較的利用頻度が高い施設であるということから、改修等、あと貸出し等は難しいと現在は考えております。

また一方で、1階フロアの特産品を展示販売していたスペースを改修するといった案もございますが、コインランドリーの利用時の騒音や振動が会議室利用に影響することもあることから、現在のところ、貸し出すことは難しいと考えております。

以上です。

6 今泉 一応理解しましたが、一応借りる場合は、町営のものを借りてやる場合は、1か月の賃貸料は分かりませんか。

産業課長 貸し出す場合は、町の行政財産特別使用に係る使用料条例というのがございまして、それに当てはめますと、1平米当たり1月で121円、それに貸し出す面積の合計額ということになります。

以上です。

6 今泉 ちょっと分からない。1平米当たり……

産業課長 建物の中の食堂売店等の店舗として貸し出す場合、1平米当たり1

か月 121 円です。

6 今泉 はい、一応理解いたしました。

続いて行います。

コインランドリー設置業者を設楽町に誘致する場合、設楽町に関する商工関係業者などにどのような影響を及ぼすか、町のお考えをお聞きしたいと思います。

産業課長 関係業者等への影響ですが、J Aあいち東納庫営農センターのコインランドリーと、町内の同様業種としてのクリーニング店への利用回数の減少、そこからの売上げなど、経営に影響するものと認識をしますが、具体的な数値は把握しかねるところであります。

このため、民間事業者が参入する際は、商工会等を通じた説明、相談等が必要かと考えます。

6 今泉 今、お答え頂いたのですが、商工会にはどのように影響になるかというところをお聞きしたいんですが、それを具体的に分からんでしょうか。

産業課長 ちょっと商工会への影響ということではよろしいですか。商工会への影響ということになりますと、売上げの面ではなくて、事業者さんが参入するということであれば、商工会員になっていただければそれは会員数が増えるということの実績にはなるかなと思います。

6 今泉 一応理解しました。

続いて行います。

コインランドリーを設置する場合、創業補助金、小規模事業者持続化補助金、ものづくり・商業・サービス、生活向上促進補助金等の支援があると思いますが、この点について、町の見解をお聞きしたいと思います。

産業課長 まず、創業支援事業補助金ですが、これは町独自の補助メニューになります。ですが、新城市、設楽町、東栄町、それから豊根村の4市町村の商工会で組織された、おくみかわ創業塾の支援メニューの受講と町内に住所または事業所を置くこと、並びに商工会員になることが補助要件になります。そのうえで、設楽町内で創業をする方に事業費の2分の1、最大100万円補助をするものです。参考にですが、昨年度、新たに創業した1事業者で活用をしていただきました。

次に、小規模事業者持続化補助金ですが。これは、商工会が窓口となって実施している経済産業省の補助金でありまして、事業者自らが策定した経営計画に基づいて、販路開拓や業務の効率化、それから生産性向上のための取組を支援する補助金です。

最後に、ものづくり・商業・サービス生産向上促進補助金、通称「ものづくり補助金」といいますが、内容としては、生産性向上に資する革新的

な新製品、新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資に要する経費の一部を補助するという制度でありまして、事務局としては、全国中小企業団体中央会が実施している補助金であります。

いずれの補助金も、事業者の方の御意向がございましたら、町が行う補助制度含めて、商工会と連携し相談、説明いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

6 今泉 はい、一応理解いたしました。

続きまして、行います。

コインランドリーの経営は、セルフサービスで利用するため、無人でも経営ができ、管理の手間や人件費が余りかからなく、初期投資として、設備費用や設備工事費用等が発生しますが、ランニングコストとして、水道料、電気料などのメンテナンス費用程度で済むと思います。町はこの点をどのように捉えるというかお聞きしたいと思います。

産業課長 はい、議員がおっしゃられるとおり、初期投資は高額な費用が生じますが、設備の充実や——いわゆる設備の補充ですね、や清掃などを除いて大半が無人で長時間の営業が行えることが可能と思われることから、他の業態と比べて人件費等のランニングコストが抑えられるものと予想いたします。一方で、売上げなどは、立地条件にもよりますが、クレーム対応、それから洗濯機と建物の衛生管理、セキュリティー対策なども必要と捉えております。

以上です。

6 今泉 そうですね、今言ったとおりと思います。

続いて行います。

一般の方で、コインランドリーの設置希望者が町内で現れなかったら、町外に対しても公募等を広報する方法があるかと思います。この点を町はどのように捉えるか。

さらに、町民多数からの町営のコインランドリー設置希望の意見が町側に寄せられた場合、その対策案は、町としてどのように対処するか、その見解をお聞きしたいと思います。

産業課長 町内に新たなコインランドリーが設置されることになれば、長年の町民の願いであり、この地域の生活環境の充実も図れることから、喜ばしいことと思います。しかし、現在利用できるコインランドリーが名倉地区にあるので、参入の見込みがない場合であっても、町が積極的に事業者を募集するということは今のところ考えてはございません。従来どおり、商工会などを通じて、営利事業として事業者を探っていただきたいと考えて

おります。

仮に町営での設置要望があったとしても、経営手段、経営方法ですね、例えば公設民営などの様々な経営手段を検討することになりますが、あくまで民間事業者によるビジネスチャンスとしてとらえております。

以上です。

6 今泉 町内でもしそういう業者が現れなかった場合は、町外からのそういうコインランドリーを設楽町に設置したいという希望があった場合は、町としてはそれに対してどのような支援をできるのかをお伺いしたいと思います。

産業課長 具体的にそういう御相談があった場合は、町のできる範囲での対応、支援は考えていきたいと思いますが、またそのときには御相談をさせていただければと思います。

6 今泉 はい、一応理解いたしました。

続いて行います。

町長は、設楽ダム建設に伴い、従業員が 400 から 500 人ぐらい常駐するが、そのときの雑談で設楽町地内にコインランドリーがあれば、従業員の士気が上がるんじゃないかと言われていています。今もそう思っていますか。選挙で多数の票を頂いた町長としての真意と得策をお聞きしたいと思います。

町長 これ、宿舎ができるときに、住民懇談会でお話をしたことだと思いますけれども。働く方の士気が高くなるということではなくて、ダム事務所のほうから、400 人ぐらいの方が常駐して、こちらにまだ上がくると、常駐しなくても上がってくる方が 1 日に 400 人から 500 人おるということでありますので、そういった中で、大きないろんな事業のチャンスですよというお話をさせていただきました。私も、どんなものがあるのかということをもダム事務所に問合せた、ダム事務所のほうから言われたのが、コインランドリーとコンビニの 2 つだったと思います。で、懇談会の折に、住民の皆さんに、こういうお話がありますので、こういうことは大きなチャンスですよというお話をさせていただきました。で、先ほど課長が申し上げましたとおり、町としても、新規に例えば新たなビジネスチャンスととらえて事業を展開していただく方には、町としてもできる限りの協力をしていきますという趣旨で申し上げまして、今でもその思いは変わっておりませんけれども、残念なことに手を挙げていただける方がおらんということでもあります。

6 今泉 そうですね。今のところは手挙げる人がいないかも知れませんが、非常に残念ですね。

町長は、公共施設の維持管理の捻出に苦慮してると。これ以上大規模な資金投資は難しい状況であると聞いているが、町民の環境衛生、利便性に役立てるため、生きた町民の税金をコインランドリーに費やす気持ちがないかお聞きしたいと思います。

町長 何でもそうです。あればあったほうが便利ですし、あればあったほうがいいとは常々思っておりますが、先ほど課長が答弁をしましており、もう既に町内にこれをやっておられる事業者の方がお見えになります。またクリーニング店もあります。こういった状況の中で、町がお金を出して、その事業をやるだとかということは考えておりません。補助も、例えばできる範囲の補助制度で対応できる範囲の補助というのはさせていただきますけれども、新たにお金がかかるということですので、町としてそれに対する大きな補助をするということは考えておりません。

6 今泉 はい、一応は理解しました。

町長は、町民の声に耳を傾けると申しています。今回のコインランドリーの設置要望についても、ここ田口、神田地内等で多数の方から声を聞いています。その声を町民への生きた税金を使い、真摯に対応する気持ちを見せてほしいが、その心境を聞きたいと思います。

町長 はい。先ほどと同じ答弁になりますけれども、私も町民の皆さんの思いには応えたいなと思っておりますが、行政でありますし、大事な皆さんの税金を使わせていただくことでありますので、そういった意味では、しっかりと、使えるものと使えないものというものの判断をさせていただきたいと思っております。先ほども申しましたが、今現在も事業者の方がおみえになること、そしてそれが町内に、例えば田口になくても名倉にあるということだと、津具の方でも田口の方でも名倉のコインランドリーに行ってみえる方おみえになりますので、そこに対して町として住民の声を聞いて補助をしてやるということは考えておりません。

6 今泉 はい、一応理解いたしました。

続いて行います。

町長は、令和5年、6年の地区懇談会で、財政調整基金が大幅に減り、令和11年度には底をつくようなことを町民に話しています。これらのことを少しでもよくするために、町営のコインランドリーを設置することにより、町民の環境衛生等大いに役立つと思います。最初は初期投資費用が加算されるが、フランチャイズ店のコインランドリーにすれば、町民がわざわざ新城、豊川市まで出向いていなくても済むという利点があります。さらに町営になれば、利益の財源になると思うが、財政課長の見解をお願いします。

財政課長 私から、町営のコインランドリー設置による新たな町の財源として活用できるのではないかとということで御質問を受けた、と思っております。

財政課としましても、ただいま町長、産業課同様、コインランドリーの設置は、民間事業のように収益を目的とするのであれば、民間事業者が優先的に行うべきであろうと考えております。

仮に、町を設置するのであれば、民間からの強い要望にこたえて、生活環境を充実させたり、災害における観点、長期にわたる停電等、洗濯ができるようなことを考えると必要かもしれないと思っております。

基本的には、町ですけれども、営利行為といいますか、営業性の高いものについては原則認められておりませんので、町設置ということになれば、料金設定等は収支均衡などを実施相当分などを踏まえた設定となるため、議員の言われるような収益は見込めないと考えております。

町内にあるコインランドリーの状況を見ますと、議員の言われる初期投資 3,000 万から 4,000 万円の回収は望めないと考えており、財政課としても、現時点では町営は難しいと思っております。

6 今泉 はい、一応は理解いたしました。

町長が地区懇談会で公約の対話活動で耳を傾けていると思うが、住民の皆さんは、同懇談会で、意見を言いたくても言われたい住民もいると思います。本音を聞きたかったら総務課と思いますが、コインランドリーに関して、無記名のアンケートをすれば、その真意がうかがえると思うが、町長はどのように思っておるか。お聞きしたいと思います。

町長 住民の皆さんがあつたらいいなという思いは重々承知をしております。重々承知をしておりますし、私も、誰か手を挙げてやっていただける方がおみえになれば、そんないいことはないと思っておりますが、そこについて、町として誘致をしたりだとか、町がやるだとか、大きな補助をするということは、ルール上でも、ほかの事業者の方との兼ね合いも考えた上でも、それは難しいことありますので、そこをやっていくつもりはありません。だ、住民の皆さんがあつたらいいなという思いは理解をしておるつもりであります。

6 今泉 今のコインランドリーの件ですが、町営っていうことを、全国で私調べたんです。そうしたら、自治体でコインランドリーを設置したところがあるみたいです。なぜ設楽町ではできないのかということをお聞きしたいと思います。

町長 先ほどから何度も申し上げておりますが、同じ事業をされておる方がお見えになること、これ、例えば、誰もこのコインランドリーという事業をやってなければ、少しは考える余地があるかなとは思いますが、もう既に

コインランドリーという事業をやってみえる方がおみえになります。クリーニング店も存在をします。そういった中で、町営でやるというのは、まさにそれは無理です。利便性という意味で言えば、本当にあればあったほうがいいに決まっています。それは何でもそうです。町として財政が厳しいお話もさせていただいておりますけれども、そんな中で、大変申し訳ないですが、コインランドリーを町でやる前に、まずほかにやらないきゃならないことがあると思っていますので、今の時点でコインランドリーをやるということは考えておりません。

6 今泉 はい、分かりました。

地方自治体では、首長、議員とともに住民が直接選挙で選ぶという二元代表制という制度をとっており、お互いに対等の立場に立ち、町の発展に寄与しております。

議員の意見や要望は住民の声と受け止めてもらえば幸いです。議員は住民サービスの提供や施策を実施するのだから、住民からの声は非常に重みがあると思います。

したがって、これらの点を受け止めてもらえることを期待し、コインランドリーの有効性について、再度町長にその心境を聞きたいと思います。

町長 議員の皆さんの声、声というのかここで話されることは、常々、私も議員をしておりましたので、非常に重みを持って受け止めさせていただいております。住民の声であることも承知しておりますし、私も住民の皆さんから声を頂く中で、この立場に立たせていただいておりますので、いろんなことを可能な限り実現したいという思いは常々持っております。

ただ、私どもの町、財政がそんなに豊かな町ではありませんので、先ほども申しましたけれども、コインランドリーを町で設置をする前に、ほかにお金をかけていかなきゃならない部分があると思っていますので、今の時点でコインランドリーを設置するということは考えておりません。

6 今泉 以上、町長の言葉につきまして、非常に残念でたまりません。何とかそれに対して、町民が喜ぶことを、喜んでもらえるように、ここから新城、豊川までわざわざ出かけていって、やってくるというのは本当に悲しいことだと思います。何とか町長がゴーサインを出してくることを期待し、一般質問を終わります。

議長 これで今泉吉人君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 10 時 45 分まで、休憩といたします。

休憩 午前 10 時 28 分

再開 午後 10 時 45 分

議長 休憩に引き続き、会議を開きます。

お知らせします。6 番今泉吉人君より、体調不良のために医者の方に通院したいとの申出がありました。議長として、これを許します。以後の会議を欠席しますので、御承知おきください。

次に、1 番村松一徳君の質問を許します。

1 村松(一) 1 番村松一徳です。議長のお許しを得ましたので、一括方式で質問させていただきます。

今回は、「おでかけ北設バス（豊鉄バスを含む）の運行状況改善の効果について」と「『アウトドアの町したら』の実現に向けての現状と今後の課題について」の 2 点について質問します。

初めに、おでかけ北設バスの件です。

おでかけ北設、北設楽郡 3 町村の総合交通システムの運行状況が改善されました。現在の運行状況の実績と今後の課題について検討がなされていると存じます。北設楽郡公共交通活性化委員会が四半期に 1 度、3 か月毎、開催されていると聞きますが、その詳細が伝わってきません。

そこで、以下の 3 項目について質問をしますので、御回答のほどよろしくお願いします。

1 項目目。令和 6 年 10 月 1 日のダイヤ改正による効果等を、以下の 4 観点から回答していただきたいと思います。

1 つ目。利用しやすい運賃体系、田口、田峯 500 円から 200 円。田峯、本長篠駅前、990 円から 400 円。ちょっと間違っていましたので、990 円から 400 円に修正をお願いします。それから、田口、新城市民病院 1,250 円から 700 円になりましたが、運行実績等は向上していますか。

2 つ目。新しい定期券を発見し、通学費補助は、以前と同じ割引率で継続していますが、新たな要望などはお聞きしていますか。

3 点目。豊鉄バス、田口新城線及び津具線が設楽町役場駐車場へ乗り入れによる路線延伸がされた効果のほどを示していただきたい。乗車人数等です。

4 点目。町内 1 か所——設楽町役場、新城市内 4 か所にバス停を新設し、パークアンドライドも可能になりましたが、利用者はどれくらいいるのか、教えていただきたいです。本町の役場駐車場に車を停めて、バス利用した人数等も含めてです。

2 項目目です。令和 7 年 3 月 15 日より豊橋鉄道バスで交通系 IC カード、

マナカが東三河地域で利用可能となりました。その効果により利用者数の変化がみられたかどうかを教えてください。

また、65 歳以上の方が対象となる元気パスの利用状況も提示していただきたい。残念ながら、新城田口線や津具線は対象外であるということでしたので、その理由も併せてお願いします。

3 項目目。豊鉄バス、津具線の運行状況が芳しくなく、採算ラインを見通すことはできない状況だと認識しています。しかし、平日は、高校生が登下校で利用するための重要な交通インフラです。継続していくためにも、経営の安定化を図り、少しでも利用者を増やすための努力や工夫が求められますが、どのような方策を検討していますか。

①土日の運行を取りやめる方法もありますが、土日に観光目的で利用する方も見受けられます。利用者増加のための方策を検討していただきたい。

2 つ目。町役場職員等が積極的にバス利用するよう呼びかけることはできませんか。勤務時間や通勤手当支給の点から、クリアすべき課題も多いと思いますが、検討の余地があるのではないのでしょうか。

3 番目。利用者増加を目指し、様々なイベントとの連携を図り、パークアンドライドや、費用面の軽減、環境保全の観点等に総合したバス利用をさらに検討できませんか。

次に、「アウトドアのまち したら」についての質問に移ります。

本町は、2 年前に「アウトドアのまち したら」を目指し、様々な施策を講じながら、設楽町の知名度を広げ、移住定住の促進に力を注いでいます。毎月 1 回、水曜日の午後 7 時から開催しているアウトドアカレッジは、アウトドアのまちを創り出す手法としての継続的な取り組みには、一定の評価をしています。しかしながら、アウトドアのまちづくりの推進を図るためには、まだまだ取り組むべき本質的な課題があると感じています。

そこで以下の質問をします。

1 つ目。これまで開催した 23 回のアウトドアカレッジの概要等を以下の項目ごとに示してください。

- ①講義内容分類別の回数と場所。
- ②講義内容と参加人数（オンライン参加を含め）。
- ③参加者の年代や職種、町内居住者・勤務者の内訳の詳細。
- ④アウトドアカレッジの動画視聴回数等。
- ⑤参加者の感想や評価に関するアンケートや要望。
- ⑥主催者側の受け止め方。

2、アウトドアとは何かの本質的な意味をどのようにとらえ、「アウトドアのまち したら」のイメージをどのように構築するのか伺います。私に

はまだそれがよく見えてきておりません。

①「アウトドアのまち したら」の関わるための年代別アンケート実施してはどうでしょうか。

②ダム関連事業にとらわれない現在のアウトドアのまちのイメージが欲しいと感じますが、いかがでしょうか。

③アウトドアカレッジの年間計画。講義内容と講師。ダム完成までに取り組むべき項目と完成後に取り組むべき項目に区分した見通しを設定していただきたい。

④移住定住につながる、アウトドアのまちづくりの実現の可能性。本当に見つけられるのでしょうか、ということです。

現在進行形である、アウトドアのまちづくりを全面的に支援するために町民や町外関係者ができることは何でしょうか。10 年先までの明確なビジョンがあれば、町民も町外関係者も自信をもって取り組むことが可能となると思います。

以上で、1 回目の質問を終わります。席を移動させていただきます。

[村松一徳議員、質問席へ移動]

生活課長 「お出かけ北設バス運行状況改善の効果について」、お答えいたします。

回答させていただく前に、実績の数値等について、豊鉄バスに問合せたところ、集計する期間が10月から翌年の9月となっていますので、現状の正確な数字で比較できていないことを先にお断りさせていただきます。

それでは、1の①。利用しやすい運賃体系の運行実績についてお答えします。

豊鉄バスと情報共有をする中で確認がとれているのは、利用者数については、ほぼ横ばいで、目立った利用者の増加は確認できていないという状況です。

次に、1の②。新たな要望についてお答えします。

新しい定期券を利用されている方からは、運賃が下がったことにより、定期券の値段が安くなってよかったという声は聞いています。

また、協議会や、昨年度実施した乗車イベント、バス乗車説明会などで参加してくださった方々から御意見、御要望も伺っております。その中で多く伺っているものは、今は運転ができるからいいけど、できなくなったら困ってしまうというものです。当町において何不自由なく車の運転ができる方にとっては、バスの利用は不便に感じるとは思いますが、元気なうちに、バスに乗るという手段を体験していただくことが、将来の不安解消につながるのではないかと考えています。

1の③。路線延長をしたことによる実績についてお答えします。

先ほども回答させていただきましたが、利用者数については、ほぼ横ばいとなっている状況です。これは、利用しやすい運賃体系や、路線延長対策を含めて田口新城線全体としての現在の結果となります。利用者数が増加すれば、よい結果と言えますが、利便向上を目的として実施していることを御理解いただけるようお願いいたします。

1の④。パークアンドライドの利用者についてお答えします。

パークアンドライドとは、自家用車をバス停近くの専用駐車場に停め、そこから公共交通機関に乗り換えて、今回の場合ですと田口新城線に乗り換えて目的地へ向かう移動手段のことです。

設楽町役場駐車場の利用用途は様々です。その中で、バス利用者のみをカウントすることは難しく、正確に利用人数をお答えすることはできません。ただ、利用者数ではあらわせない利便向上という効果は上がっていると考えております。

次に、2番。交通系ICカード、マナカ導入による利用者数の変化と、元気パス利用状況についてお答えします。

豊鉄バスのマナカ、交通系ICカードの導入につきましては、令和7年3月15日から実施しています。あわせて、JR飯田線につきましても、本長篠駅まで交通系ICカードの利用が可能となりました。このことは、広報紙や各戸配布等でお知らせをさせていただいているところです。

さて、交通系ICカードの導入で、利用者数に変化が見られたかという御質問への回答ですが、現状ではほぼ変化は見られないと言わざるを得ません。先の御質問で田口新城線の利用者数は、ほぼ横ばいとなっていると回答させていただいたとおり、残念ながら、新規利用者数が増加したわけではありません。また交通系ICカードの導入から日が浅いものですから、広報紙や各戸配布等でお知らせをしたからといって、住民の方々への周知が十分であったかという点、そうではないと考えております。本件につきましては、乗車イベント、バス利用者説明会等を引き続き実施し、広報した後に記事を載せることで、継続的に周知できるようにしていきたいと考えております。

次に、元気パスについてですが、御承知おきいただいておりますとおり、利用しやすい運賃体系への運賃見直しに伴い、田口新城線について豊鉄バスが発行する元気パスの利用ができなくなりました。この運賃見直しにより、通常運賃が6割程度に安く乗車できるようになったわけですが、この見直しは、豊鉄バスが運行する路線の中でも、田口新城線のみです。

もともと元気パスは、65歳以上の高齢者がバスを利用する際、お得に利

用できるというのですが、通常運賃が安く見直され、さらに元気バスを利用することで、運賃を安くしてしまうと運営している豊鉄バスに入る収入がさらに減少してしまいます。頻繁に田口新城線を利用してくださった元気バス利用者がいらっしゃった場合は、元気バスのほうが得であった可能性はございますが、ごく僅かだと考えております。

運行経費が年々増加するバス事業では、運行収入もしっかりと検討する必要があり、田口新城線を今後も維持していくために必要な施策であると御理解いただけるようお願いいたします。なお、津具線に関しましては、豊鉄バスに運行を委託している町営バスですので、もとより元気バス対象外となっております。

次に、3の①。利用者増加のための方策についてお答えします。

運賃の見直し後、乗車イベント及び乗車説明会を開催させていただきました。先ほどの要望にもあったように、今後、自家用車に乘れなくなった場合を心配している方々に対して、設楽町の公共交通を知ってもらうため、そして実際に乗車してもらうために実施しました。

昨年度は、12月18日、「田口新城線に乗ってピアゴに買物に出かけてみよう」という企画で、10名の参加がありました。2月27日、「マルツで買物してみませんか」、これは稲武線で8名の参加です。3月28日「バスに乗って豊川イオンに行ってみませんか」、4名の設楽中学生が参加されています。これらの利用促進活動は、対象を限定して実施したものです。今後町民の皆様がバスを利用したくなるような、小規模でも地域に合ったバス利用の取組をしていきたいと考えております。

3の②番。役場職員等が積極的にバスを利用するよう呼びかけることについてお答えします。

生活課といたしましては、通勤等で利用できる状況であれば、状況に応じて利用していただけるよう、掲示板等を活用し周知することは可能であると考えております。

3の③番。パークアンドライドや費用面の削減、環境保全の観点等を総合したバス利用のさらなる検討について、お答えします。

今年度も公共交通を利用した「設楽ダム工事現場見学と町歩きツアー」や、津具地区の介護予防団体の方々を対象に、おでかけイベントを実施する予定となっております。また、名倉地区の介護予防団体の方々からも、バスの利用方法について説明してほしいという要望も頂いております。まずは、公共交通であるバスの利用が身近なものであるということから、住民の方々に知っていただけるよう、計画をしていきたいと考えております。

以上でございます。

企画ダム対策課長 それでは、「『アウトドアのまち したら』実現に向けての現状と今後の課題について」、御回答いたします。

設楽町は、令和5年度末から「アウトドアのまち したら」の実現に向け、知名度の向上や移住定住促進を目指し、様々な施策に取り組んでいます。その一環として、先ほど言われました、原則毎月第3水曜日にアウトドアカレッジを開催し、住民協働のまちづくりを推進しております。

それでは、これまでの取組状況について申し上げます。

まずは、講義内容、分類別の回数と場所。

通算23回のうち2回は中止してございますが、開催回数は21回です。

まず、理念、計画等につきまして、最初のうち4回ほど行いました。次に、ダム湖面利用としては4回、防災については1回、若者のアイデアを生かすということで2回。あとは、3か所のフリー交流会みたいのを2回。次が、東海自然歩道についてが1回、移住定住についても1回。次に、清崎貯木場跡地利用については2回、イベント開催等の出席等を含めて4回ということで行っております。

開催場所につきましては、議場が10回、ダム広報展示室が5回、町内、屋外が5回、これは田峯小のグラウンドであったりとか、清崎貯木場の跡地のところを示しております。次に、町外で1回、ということです。

次に、講義内容と参加人数、オンライン参加を含めということなのですが。アウトドアカレッジでは、講義形式だけではなく、意見交換、人事交流、ワークショップ形式など、いろいろな形態で開催しております。

これまで取上げてきた内容については、先ほど申し上げたとおり、アウトドアに関する理念、ダム周辺を含めた基本計画、ダム湖面の利活用、女性視点での防災を考えること、若者によるアイデアの実現化、たき火を囲む参加者交流会、東海自然のルート検討、移住定住に関わる意見交換会、清崎貯木場跡地の利活用と、イベントということでPR活動を行っております。

毎回の参加人数としましては、20名から、多いときで40名。これはオンライン可能開催が3回時にありますが、オンラインにつきましては、出席者が5名から10名という参加ぐらいになっています。オンラインにつきましては、毎回実施しているわけではございません。

次に、参加者の年代や職種、町内居住者、勤務者の内訳の詳細についてですが。

参加者の多くは40代から70代の男性が多く、職種は会社員、自営業、行政関係者など、内容により参加層の変動はございますが、移住定住やた

き火を囲む交流会などでは、女性や子供の参加もございました。

また、ダム湖面利活用や清崎貯木場跡地の利活用では、町外からの参加者もあり、アウトドアカレッジでは参加者の求めるニーズが中心となるため、興味のある内容において自主的に参加されているというような状況になっております。

今後も継続して参加していただけるよう工夫するとともに、これまで参加していない方にも御関心持っていただけるように、アウトドアとまちづくりの視点からいろいろ内容で開催していきたいと考えております。

次に、アウトドアカレッジの動画視聴回数等につきましてです。

11本の動画を公開しており、再生回数は、各回、20回から30回程度で、最高値だと100回超えたときもありました。

次に、参加者の感想や評価に関するアンケートや要望についてです。

参加者の感想等につきましては、ワークショップ時にアンケートを数回行っており、聞き取りによる内容も含まれておりますが、内容は、まちづくりを考えるきっかけになったとか、ダム本体やダム湖面利用について学べた、その他の参加者の意見を聞くことができてよかった、などの声がございました。

新たな内容についての御要望といたしましては、狩猟、農業、自然などに関すること、アウトドアスキルの習得や体験、まちづくり先進地、ダム先地などの視察などといった要望はお聞きしております。

次に、主催者側の受け止め方ということです。

アウトドアカレッジは、住民協働によるまちづくりの一環として考えており、幅広い層に対しての参加を促し、住民や事業者とともに、今後取り組んでいきたいと考えています。

また、6月8日に予定しておりますアウトドアカレッジでは、宮ヶ瀬ダム視察を考えておまして、これはダム湖面の利活用に参加された方から提案がありまして、それに基づき実現化して、アウトドアのまちに関し、住民が主体に考えていただく一つの行動として、いい例ではないかと考えています。

次に、年代別のアンケートを実施してはどうか、ということですが。

現時点で全町民を対象とした年代別アンケートを実施する予定は現在ございません。既に御関心を持って参加されている住民とともに、実践的に取り組んでいくことが、設楽町が目指す協働に近づくのではないかと考えております。

次に、「ダム関連事業にとらわれない現在のアウトドアのまちのイメージが欲しいと感じますがいかがですか」。

アウトドアは自然とともにある暮らしや活動を指しており、町民の生活とも深く関わっていると考えております。今後も、ダム関連事業に限らず、様々なアウトドア資源を生かし、町の魅力を発信し、定着させていきたいと考えます。

次に、アウトドアカレッジ年間計画、講義内容と講師、ダム完成までに取り組むべき項目と完成後に取り組むべき項目に区別した見通しを設定していただきたいということなのですが。

アウトドアカレッジは、先ほども言いましたが毎月第3水曜日の夜に主に開催を予定して考えております。内容につきましては、参加者の意見を踏まえ、随時設定をしていきたいと考えており、また、アウトドアカレッジを進めていく中で、講師派遣等が必要になれば、参加者からの御意見等を聞き、依頼していくこともあると考えております。

今後の内容につきましては、狩猟や農業、アウトドアスキル取得などの開催ができればと考えております。

次に、ダム完成前後に取り組むべき項目見通しにつきましては、アウトドアカレッジで全て決めていくことは考えておらず、実施主体が別の団体になる場合もございますし、住民が自ら行うようになる可能性もございますので、取組を継続する上で、随時判断していきたいと考えております。

次に、移住につながるアウトドアのまちづくりの可能性は本当に見つかるのか、ということです。

この地域にあるものや、ここに住む住民が魅力的であるということが移住定住につながるという重要な要素であるということが少しずつ分かってきております。アウトドアによるまちづくりを通じて、今後、設楽町地域住民の魅力を高めていくことで、移住定住の促進はもとより、その実現に向けて進めていきたいと考えております。

次が、アウトドアまちづくりのビジョンがあればというような話なのですが。

「アウトドアのまち したら」は、住民と対話を中心とした取組となっております。アウトドアカレッジをやることによって、新たな参加者、住民の参加者があつたりとか、住民の思いを聞くことができたりとか、あとは役場の課を隔てた考え方がいろいろできたりとか、そういったことができておると考えております。

今後進める総合計画の策定におきましても、住民会議やその中で幅広い意見交換会などによりまして、またよりよい未来を導けるような考えが出てくるのではないかと考えております。

設楽町がこのように持続可能で、魅力ある地域であるためには、やはり

住民や町外関係者がともに考え、他人事だとは思わず、行動していくことが必要だと考えます。

なお、住民や事業者の皆さん、町外の関係の皆さんには、引き続き御支援いただくとともに、まずは興味、関心を持っていただき、自主的、主体的に御参加いただくようお願いしたいと思います。設楽町といたしましても、様々な主体を巻き込みながら、引き続き、住民協働のまちづくりを推進していきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

1 村松(一) はい。大変丁寧な回答を頂きました。各質問、ちょっと絞って再質問させていただきます。

まず1点目の、おでかけ北設バスの件です。

今、いろんなバス、全国どこでも公共交通機関って大変なんですけども、せっかくお金を出して補助金をもらって、皆さん出しているので、空のバスをずっと走り続けるっていうのは、何かむなしいと感じます。私、津具地区に住んでいますので、豊鉄バスの運行人数の状況、よく把握しているつもりでおります。自分自身も役場に来るとき、ちょうどマナカも使えたので乗ってくると、本当にできたんだ、と、ちょっと感動して使わせてもらいました。

ですので、せっかくこういうのをつくるんだったら、やはり皆さんも、ちょっとでも利用したほうがうれしくなりますよね。それから、今後のためになるので。

先ほど1点、津具線には限らないんですけども、役場職員の方もちょっと利用したらどうかなということで、御回答があると、役場職員さんの掲示板等で広報すれば可能であるよということも伺っています。そうすれば、この時間帯に乗って、8時40分にはこの役場に着くバスもあるので、そこから仕事して、定時に帰って、ちょうど役場職員さんも働き方改革になるんじゃないかと。この時間に、「もう私帰りますよ」、「いいですよ」という、そういう和やかな雰囲気も必要かなと思うので、その辺、何かうまくできませんでしょうかね。御回答をお願いします。

総務課長 津具を発の2番に乗ってくると8時40分ということは承知しております。役場職員、勤務が8時半ということで、勤務時間を過ぎてからの登庁ということになります。それをやろうとした場合、フレックス勤務というようなものを導入して、それに対応していくしかないのかなと思っております。それじゃ、それをすぐ導入できるかというと、フレックスを導入した場合に、例えば皆さんの勤務が偏る。例えば、朝遅い勤務ばかりに偏ってしまったりとか、そうすると、そういった問題があります。例えば、

朝一、8時半に来た住民の方が、用を足そうと思ったけど、担当者がいなくて対応ができなかったとか、いろんな問題が出てくる可能性もあります。いろんな問題も、その辺クリアした中でフレックスタイムを本当に導入するのかしないのか。その辺も含めて検討する必要があるかと思いますので、すぐにはちょっと導入は難しいと思います。

以上です。

- 1 村松(一) 回答ありがとうございます。愛知県庁も、だんだんそういうフレックス体制の勤務で職員もやっていこうということも出ておりますので、ちょっと前向きに考えてもらえると、ちょうどいいかなと思います。

あと、町営バスですけど、町営バスとか豊鉄バス、利便向上ということを盛んに言われていますけど、利便向上は分かるんですけども、これだけの予算を出して、また、いろんなものを費やしてやっていくんですけども、公共交通というのはとても大事なもので、これを切るわけにはいけないと思います。土日の運行も必要だと思って、私も津具にいて、津具のグリーンプラザに親子で来るような子がバスを利用しているんですよね。ちょっと土日で驚きますけども、そういう方もいらっしゃるということで、今後、こういう公共交通の在り方って、どうしたらいいのかということで、私もちょっとまだ勉強不足で分かりませんが、町長としてはどのようなことを今考えているか。今後も、町長さんとしても活躍されるということですので、その辺の御意見をお願いします。

- 町長 私どもの町だけで結論の出る話ではありませんので、これ、協議会を通じていろんな方策を考えていただいております。

で、町としてできることは、先ほど課長が申し上げましたが、取組としては実施をしておりますので、やっておるという認識は持っておりますが、以前にも申し上げましたが、例えば豊根のバスに乗せてきていただくとか、そういう方策も今検討をして調整をしております。

また、先ほど山口さんの質問にもありましたけれども、田口の中でお買い物のあるということで、ということも事業者さんがおりますので、その方と今お話しをしておる最中ですので、そういった形で取組をしていこうと思っています。

ただ、お金がかかりますので、例えば、津具線を予約バスにしていこうということは今後必要になってくるのかなというのは思っております。

- 1 村松(一) はい、ありがとうございました。

次の「アウトドアのまち したら」の件で、ひとつお願いします。

いろんな内容でアウトドアカレッジもやっているんですけども、特に移

住定住のときのテーマのときは、たくさんの参加者があり、大いに盛り上がったように思います。移住定住に特化したアウトドアのまちづくり、まちしたらというのをもっと開催していいんじゃないかなと。町民の感心というは、やはりそこにちょっと重点があるんじゃないか。というのは、若いうちはいろいろアウトドアできます。しかし 10 年たち 20 年たち、ちょっと足腰弱くなったら、そういういろんなオリエンテーリングに参加するとか、いろんなどこ行けるかといったらそうじゃない。けども、皆さんで、若い人もお年寄りも、みんなが「アウトドアのまち したら」ということを自信を持って胸を張ってやっていくには、やはり移住定住というところに力を注ぐっていうことも大事だと思いますので、その辺のお考えは、本当にそういう講座をもっと増やしてもいいかなというところで、課長さんにお聞きします。

企画ダム対策課長 移住定住につきましては、さきに行いました総合計画の策定の審議会等でも、移住定住につきましてはいろんな御意見が出てきておりました。今後、総合計画では、先ほど言いましたけど、住民会議とか、そういったものもございますので、そこでの意見や、アウトドアカレッジにおいても、移住定住のテーマが必要であれば、そういった、テーマに沿ってやることはできるので。また、住民さんの意見がそういうものがたくさん出れば、やっていきたいと思います。

1 村松(一) ぜひ、そういう要望があるので、していただきたいと思います。

あと、最後に町長にお聞きしますけども、「アウトドアのまち したら」というイメージをつくるということで、これに力点を置くということが町長方針の中にも書かれています。今後 10 年先を見通したことでこれをどう進めるのか。町長さん自身の「アウトドアのまち したら」というイメージをもう少し、具体的に夢を語るようお願いしたいんですけども。

町長 はい。アウトドアの定義という言葉がありますけど、私、定義なんか必要ないと思っています。アウトドアに関することは全て何でもいいです。草刈りだっていいんです。そういうことの中で、将来を見通していく、皆さんで考えるということをやっていききたいということです。

移住定住ということに触れられておりますけども、移住定住、本当に大切、大切ですが、それだけでまちづくりはできません。できませんので、多くの、今住む町民の皆さんが、自分の思いを持ってこういう会議に参加をしていただく中でまちづくりというのはできていくものだと思います。その中で移住定住というテーマがあって、そこで皆さんで議論をしていただけるという機会ができるのであればそれは素晴らしいことだと思います。

もう一つ、アウトドアというのは、設楽ダムが出来上がった瞬間にアウトドアというものを使って、多くの方に来ていただく中で、住民の皆さんに意識を持っていただき、そこに参加をしていただく。それは人との付き合いでもそうですが、なりわいという意味でも大きなチャンスがありますので、そういう意識を持っていただきたいということでやっておるわけがあります。

一方で、設楽町、今まで住民の皆さんから意見を頂いて、いろんなものを計画をしていったり、例えば道の駅なんかもそうですが、住民の皆さんがどんな思いを持って、どういう道の駅にしたいんだという意見を多く募集した上でやってくるということは余りしてきませんでした。そういう意味で、私は、住民の皆さんが、こういった会議に参加をする中で住民の皆さんの思いを伝えていただくということの意味を持ってアウトドアカレッジというものをやっておりますので、そういう形の中で、ともにまちづくりができればと思っております。

1 村松(一) はい、ありがとうございます。町長の方針、よく分かりましたので、今後 10 年を見据え、私たちも協力を惜しまないつもりでいます。

以上で質問を終わります。

議長 これで、1 番村松一徳君の質問を終わります。

皆様にお知らせします。次の、5 番加藤弘文君の質問ですけれども、お昼までに終わらない可能性があります。本日 7 名の議員の方の一般質問が予定されております。時間の都合もありますので、このまま質問を続けまして、もし、正午になった場合は、残り時間を午後からにしたいと思いますので御承知おきください。

議長 次に、5 番加藤弘文君の質問を許します。

5 加藤 5 番加藤弘文です。こんにちは。議長のお許しを頂きましたので、一問一答方式で質問をいたします。

午後だろうと思って油断をしておりましたので、とちるところがあるかもしれません。久々の一般質問で少し緊張しておりますが、よろしく願います。

1 つ目の質問ですが、平成 28 年策定の人口ビジョンで示唆されましたが、県下 54 市町村でも突出した急激な人口減で、推計では本年度中に 4,000 人を切ってしまう事態です。

令和 6 年度には、田峯小学校、津具中学校の 2 校が閉校となりました。さらに令和 7 年度、清嶺保育園が閉園となりました。閉校、閉園となる保護者や校区住民の苦渋の思いを知るにつけ、子育て世帯 10 世帯の移住定住の目標は、実現がさらに切望されるところです。

子育て世帯に移住定住のターゲットを絞る上で、子育ての町として、他の市町村と比較し、どのような特色や優位性を町として打ち出していけるのかが成否をわけます。また、そうした施策は、現町民にとっても若者の永続定住のための大切な施策となります。そこで、子育ての町として、現在どのような施策を行っているかを整理し、さらに今後、どのような具体的な施策を打ち出していくべきなのかを問います。

それでは、質問席を移動させていただきます。

[加藤弘文議員質問席へ移動]

5 加藤 まず初めに、率直に、設楽町が子育ての町として、特に就学前の子どもたちに対するサービスで、住民や移住を希望する人たちにアピールできる施策は何ですか。今後、どのような施策を検討していますか。お願いします。

町民課長 1 番目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、国ではこども家庭庁が設置されまして、自治体に対しては、地域における横断的な支援体制の構築が求められていることから、昨年度策定した第3期子ども子育て支援事業計画を基に、保健福祉センター、保育園、教育委員会、小学校などの庁内組織はもちろん、町内各種団体とも連携し、地域ぐるみで子育て環境の充実につながる施策を進めていきたいという基本的な考えがございます。

あわせて、令和7年度からは、子育てに対する経済的支援として、妊婦のための支援金給付事業を実施していきます。

まず、住民にアピールできる施策というところなのですが、詳しくは次の御質問で答えさせていただきますが、当町としては、現状において妊娠期から就学前、小学生の子育て時期において、切れ目のない支援に主眼を置いております。

今後どのような施策を検討していくかということでございますが。昨年度の第3期子ども子育て支援事業計画策定の際に実施したアンケートを見ますと、全体の回答率は50%と決して高くはございませんが、その状況を見ますと、子育てのしやすさに関する問いに対しては、就学児前の児童保護者の50%がしやすいと回答をしているに対し、小学生保護者ではしづらいがしやすいを10%近く上回っているという結果が出ております。また、行政に対する子育て支援に関する質問等の結果を見ても、サービスの充実、居場所の確保、負担の軽減が強く求められている結果が出ています。

中でも具体的な策として、ファミリーサポートセンター——どういったものかといいますと、現在の保育園ではできない子育ての支援を地域の相

互援助で支援といったものなのですが、子育てファミリーサポートセンター等の民間サービスの充実が挙げられていますが、こうした具体的なニーズに対しては、町として人材難、財政難の中、地域の力を結集しまして、また既存の施策ともすみ分けしつつ、持続可能かつ効率的な事業を組み立てることが重要と考えています。

現状においては、アンケート結果だけではつかみきれていない部分を把握し、また国等の画一的な施策には行政、地域として対応し切れない現実も踏まえつつ、保護者の皆様との対話を通じて、アンケートで示されたニーズを具体化していきたいと考えております。

以上です。

5 加藤 ありがとうございます。町民課長さん、変わったばかりでということで、大変、引継ぎの中で答弁だと思いますが。質問をしたときに、これとこれとこれはうちのピンポイントですよっていう答えではない。結局、何か煙に巻かれちゃったような、漠然と答えてくださったというふうに、最初おっしゃったのでそのとおりだと思いますが。うちはこれとこれとこれがアピールポイントだよっていうふうなことが言えていかないと、そういう政策に対応できないのではないかな。何よりも、愛知県、市町村、人口減少率、と検索すると、一番最初に設楽町の名前が出てきます。これ、2年連続です。県下 54 市町村の中で、最も人口減少率の高いのが設楽町で、3.5%、3%を超えるなんていう市町村がほかにありません。要は、設楽町は人口が毎年3%ずつ減ってるよというまちであるという認識を踏まえると、大いに危機感を持って、設楽町はこうして工夫しているよっていうところが出せないと大変な誤解を招く。もうこれ、消滅市町村の典型だよというふうに言われかねない可能性が。僕は言われてしまうんじゃないかという危惧を抱くわけですが、そうした現状認識についてどのようにお考えなのかお答えください。

町民課長 すいません、ちょっと現状では非常に抽象的なところの答えになってしまいましたが。そういった現状は、今の児童の減少、あるいはこの数年話されている保育園の統合とかにも出てくる部分かと思っております。正直言いまして、数字的にはもうかなりの危機の状態にあると思うんですが、その辺りも踏まえて、この後の御質問でも、子ども・子育て会議といった、いろいろそういったものを現状を踏まえて対策を講じるっていうところの工夫をしていきながら、正直言って特効薬っていうのは先ほどの様々ないろんな議員の皆様の御質問の中にもあると思いますが、現状ちょっと見いだせない状況でございますが、地域の皆様とも協力しながら考えていきたいと思っています。

ちょっとこの程度の回答で申し訳ございませんが、以上です。

5 加藤 危機感が共有できればありがたいと思います。

次に、設楽町教育振興基本計画で示された、設楽町子育て世代包括支援センターが設営され、各課横断的に重要な機能を果たすことが期待されておりました。本センターの組織・運営の現状と課題について問います。とりわけ、就学前の子どもたちのための支援がどのようになされたのかを説明していただきたいと思います。

町民課長 お答えさせていただきます。平成 29 年度の母子保健法の改正により、令和 2 年 1 月 6 日に子育て世代包括支援センターを町民課に設置いたしました。これはセンターとありますが、いわゆる機能でございます。

その後、令和 4 年度児童福祉法等の改正により、令和 6 年 4 月から母子保健と児童福祉の一体的な運営を行う子供家庭センターに名称を変更し、保健福祉センターが母子保健機能、町民課が児童福祉機能をそれぞれ担う形で事業を実施しております。

保健福祉センターでは、健診や相談事業を中心に、就学前の子育て支援をしており、具体的には、母子手帳交付時の面接、母子手帳アプリの導入、妊娠期や産後における助産師や保健師の家庭訪問、また、助産院での宿泊とデイケア、妊婦健診における交通費と宿泊費の助成、乳幼児の健診といった施策です。また、今年度からは、虫歯予防を目的とした 2 歳児歯科健診、保育士の協力による発達障害の早期発見など、個々の個性に合った適切な支援として 5 歳児健診を開始します。この 5 歳児健診は、県内でも当町を含めて 6 市町村、全国でも実施率 15% の貴重な取組でもございます。

このほか、就学前に目の異常を発見して適切な治療を受けられるよう、3 歳児健診における視力検査にスポットビジョンスクリーナー、これは弱視など、屈折異常を早期発見する機器ですが、これを導入し、さらには、遊びの広場ですとか、音楽を通して子どもの感性や表現力を育成するリトミック、乳幼児相談など、対象者は少ないのですが、国や県の補助金や保健師の人脈等を生かした、小さい自治体だからこそできる、きめ細やかな子育ての支援を進めています。

また、児童福祉機能を担う町民課においては、保育園における延長保育や一時保育の受入れといった、比較的どの自治体でも見られる一般的な施策ではありますが、当町の人的、物的資源を最大限生かして、子育て支援に着実に取り組んでいます。

また、管理栄養士による保育園の献立づくりも、各園と協力して、少しずつではありますが進めることで、児童保育の栄養面での充実にも努めています。今年度は、田口・清嶺保育園において、年間指定された月に限定

はしておりますが、この6月から始まっております、指定月の献立を管理栄養士と調理員が共同してつくっています。名倉保育園、津具保育園においては、現時点では献立の栄養価を管理栄養士がアドバイスしている段階ではございますが、田口・清嶺保育の実施要綱を踏まえて、今後、管理栄養士と調理による献立づくりに取り組んでいきます。

以上でございます。

5 加藤 はい、ありがとうございます。今、お答えの中に、設楽町独自のそういった取組もたくさんあるんだということが若干見えたのは、ありがたいことだなというふうに思うわけですが。ただ、私、この子育て世代包括支援センターができると聞いたときに、各課横断的に本当に町の機能がそこに集中されて1つのセンターができていって、そして課題解決に当たるんだというふうに大変期待をいたしました。今お聞きすると、保健福祉センター、町民課、それから教育委員会も入っていますか。はい、教育委員会は入っていない。町民の子弟の一人一人の子どもの成長に寄り添う体制の強化という形でいったときに、この連絡体制とかそれから協力体制がどのように機能できるのかということを大変期待もし、また心配もしたところであります。ほとんど町民課が背負って、連絡調整をとってというふうな形になっていないか。お互いにこうした連絡調整会議等が定期的に持たれているかどうか、確認をしたいと思いますが。

町民課長 すみません、こちら、あえて連絡会議というものを定期的に行っているわけではございませんが、例えば保健センターの保健師の一人が、実はこちらの子供家庭センター兼務としております。また、学校等の求めに応じまして、いろんな子育てに関する会議等にも、町民課はもちろん、保健センター、保健師、入るなどして、本当は実施状況どうなんだとか、細かいチェックも要ると思うんですけども、今、現状、限られた人員スタッフの中で、できるだけ連絡を密にして状況把握に努めている状況です。

5 加藤 ありがとうございます。いわゆる会議開かないで連絡調整はとれるよというお話でしたけども。実はこの一人の子供が保育園のときこうだった、そして小学校に上がってこういうふうになった、中学校に上がってこういうふうです。もう高校以降はほとんど、設楽町では何かあまりタッチできないような感じになっていると思うんですが。そういう細かい、子供の様子が本当に見えて、みんな共通で見えているかどうかということが大事だなというふうに思うので、一貫した、子供に寄り添う体制が必要だというふうに思っておるところです。そうしたときに、今のままでいいのかという問い直しは、ぜひしていただければなということを思っております。

さらに、平成 25 年に設置された子ども子育て会議がこれまでどのように機能してきましたか。また、組織の現状と成果と課題について説明を求めたいと思います。お願いします。

町民課長 お答えさせていただきます。子ども子育て会議につきましては、昨年度の状況を説明させていただきますと、昨年度策定した第 3 期子ども子育て支援事業計画においては、子ども子育て会議を開催し、町内小学校 P T A、保育園父母の会、民生委員——こちらの児童委員をかねておりますが、あと保育協会長、保育士代表、子育てサークル、そして設楽保健福祉センターを委員として、書面会議を含めて計 3 回しましたが、いずれも、こちらの子ども子育て会議の内容は、第 3 期子ども子育て支援事業計画の作成に関する内容でした。ちなみに、子ども子育て会議が始まった平成 25 年度以降なんですが、実績を見ましても、当町の子ども子育て会議は、こういった子ども子育て支援事業計画を策定する年度のみ開催しているのが現状です。ただ、昨年度の子ども子育て会議の場において、委員の方から、第 2 期、その前のあれですね、子ども子育て支援事業計画の総括がなされてない中での第 3 期子ども子育て支援事業計画の立案に対して疑問が呈されております。

また、その前の年、令和 5 年度に策定した第 3 期障害者福祉に関する諸計画——3 つほどの計画なんですが、その策定のときの意見を踏まえて、策定後、令和 6 年度には自立支援協議会といった既存の会議を使って事業の進捗チェック、いわゆる P D C A サイクルを行っていることなどから、今後の子ども子育て会議においても、もちろん基本理念のもと、機能の充実を図り、その目標達成のため、行政と子育てをする保護者や子育てを取り巻く地域との協議を進めていく必要があると認識しております。現状ではこまめなものができておりませんので、もう少し機能の充実を図ってきたいと考えております。

以上です。

5 加藤 実は、私がこの通告書を出した、次か次の日に子ども子育て支援の計画書が皆さんのポストに入っていたと思いますが、配られましたので、この内容について、この通告書の内容の中にちょっと触れていないところがあるので、追加質問の中でこの確認をさせていただきたいと思いますけど、よろしくお願いします。

この間、子ども子育てにとって非常に重要な、閉校、閉園については、検討がここで会議でされているのかされていないのかというのが苦になっております。

現実どうだったのか、お答えください。

町民課長 保育園の再編等、統廃合については皆さんに手元に持っていらっしゃる方もいると思いますが、47 ページには触れてはおります。ただ、この会議の場で保育園のその後に関してかなり議論がなされたということではなく、今現在ここに提示しております、先ほど言いましたアンケートの結果だとかを報告し、この計画案についてどう思われるかということで意見は交換しておりますが、今議員がおっしゃられたように閉校ですとか閉園ですとか、そういったところで、会議、議論がここでなされたということはありません。

5 加藤 教育委員会にお聞きしても恐らく回答は一緒だろうと。子ども子育て会議という場で審議されたものではない。

教育委員会の状況を教えてください。

教育長 その会議には教育委員会は入っていないので、内容は分かりません。

町民課長 教育委員会は正式の委員ではなく、オブザーバーという形で出席しておりました。

5 加藤 ちょっと驚いておったものですから、ごめんなさい。教育委員会が子ども子育て会議に全然、オブザーバーでしか参加していないという。これ、就学前の子どもたちのことについてやっているのかと思ったら、小学校のこともアンケートしているということで、ぜひ拡充の意味で教育委員会も関わっていただくことが重要じゃないかなということを思います。とりわけ、一人の子供に寄り添って、子供の育ちを見ていくという点では重要性があるのではないかと。規約等もあるので、見直しをしていただく必要があるかも分かりませんが、そういうふうに思いました。

それから、第3期設楽町子ども子育て支援事業計画策定に当たって、子ども子育て会議がどのような役割を果たしたのかというのが一つあるわけですが、先ほどの話の中で、これ私も読ませていただきました。意見の中で、第2期の評価、総括がなされる会議が持たれずに次の計画策定が始まっているということの矛盾を、委員の方からも出ているという話なわけだったわけですが。

それで1点だけ、慎重審議がなされたものと信じておるわけですが、3回の会議で、しかも1回は書面会議で行われてこの計画が策定されたということになるわけですが、アンケートの結果は出ていますが、アンケートの結果をどう評価するかという文面が私あんまり見受けられない。こういう結果でした、例えば、「子育てのしやすいまちだと思いますか、そうじゃないですか」、そうじゃない人が若干いましたよっていうふうな大ざっぱなつかみをしているだけで、じゃあどうするのだから結びつかないのではないかな。子育てをしやすいって言った人が50%、しづらいといった人

が27%おりました。多かったのよかったですねという話ではないと。27%も子育てしづらいって思っている人がいるってような現状を、検討してかなきゃいけないと思うわけですが。

1点だけ。パブリックコメントをとっている。私、恥ずかしいことに、このパブリックコメントをとっているという事実を知りませんでした。どのように広報され、また、どんな意見がその中で出されたのかについて、教えてください。

町民課長 パブリックコメントを町のホームページのほうで実施しております。ちょっと今、全てどういった意見が出たか……期間については、一応、意見募集期間が1月27日から2月26日まで実施しております。ちょっと全て申し上げることはできないんですが、主に内容としては、書面の構成の話ですとか、やはりもう少し医療の関係ですね。福祉医療とかそういったことにも、特に障害児保育のことですとか、保育時間のところの記載について、今の議員の御指摘ではないんですけども、もう少し突っ込んだ記載が必要じゃないかというような御指摘は頂いております。

簡単でございますが、以上です。

5 加藤 多分インターネット公開されていますね、回答も含めて。はい。すみません、そちらのほうでまた確認を細かくしていきたいと思います。

こうした中で、本年開園した田口・清嶺保育園について、保育園の立地条件としてふさわしいのかどうかということで若干疑問が生じております。当面、改善策として、施設設備の拡充や、駐車場及び通園路についての整備状況を問いたいと思います。

町民課長 お答えさせていただきます。田口・清嶺保育園の保育園の立地条件としてふさわしいものかというのは、通いやすいか否かという面で考えれば、坂を登り駐車場からの距離もあるので、ベストとはいづらい面はあると思います。そちらについては、福田寺様の御協力を得て、事情がある場合は、安全を考慮した上での面もございますが、利用時間等の制約はありますが、利用はいただけるようになっております。園正門前の駐車場ですね、福田寺様の。

反面、周辺環境として見れば、交通量の多い道路から隔離されており、見晴らしもよく、近隣には散策できる自然もあり、戦前からこの地で児童保育を実施してきた実績を踏まえたと、ふさわしい環境であり、それらを踏まえた総合的な判断のもとで、田口・清嶺保育園の場所として選定したと認識しています。また、施設の規模も、田口、清嶺地区の園児を安全に受け入れるには十分な広さであり、自然光を取り入れるなど建築面の工夫もあります。

現在、通園時の駐車場は旧役場庁舎駐車場を利用していますが、駐車場からの距離や構造が問題で工事が必要なのではということになりますと、そもそも地理的な状況からも大規模な工事を要し、そうした場合、通園に支障が出ることも考えられ、現時点においての改修には様々な検討課題を要します。

いずれにしましても、保育園を運営するに当たり、安全で安心して子供を預けたいということであれば、これまで社会福祉法人が私立園として改築してから10年ほど園を運営されてきた実績も鑑み、現状でも十分な施設であると認識はしており、少なくとも現時点において緊急的な施設整備、既施設整備の拡充や、駐車場や通園路を整備するような状況にはないと考えています。

ただ、公立化されて2年経過し、園児も保育者も慣れている状況の中で、子供を安心して預けられる、受入れられるという視点で、今後運営していく中でそれを脅かすような状況が出てきた場合は、安心安全を担保する意味でも整備を行わなければいけないと考えます。そうした場合に備えまして、関係課、例えば道路でしたら建設課ですけども、財源確保に向けた準備検討は進めており、今後も議員の皆様、保護者の皆様に初めとした地域の皆様の声に真摯に向き合い、必要な改修等の整備に対応していきたいと考えております。

以上です。

5 加藤 私この……時間がよろしいですか。

議長 先ほども説明しました。質問の途中ではありますけども、残り時間20分を午後からの加藤君の質問時間として、ここで休憩をとりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、ここで休憩といたします。一時まで休憩といたします。

なお、1時から残り時間20分を加藤君の質問時間ということで、大変区切りが悪いですけど、申し訳ない、そのようにさせていただきます。

では休憩といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 加藤 弘文君の持ち時間20分を残しまして、一般質問を続けたいと思います。

5 加藤 先ほどに引き続きということで、整備拡充についてどんな策を考えてみえるかという話をしたときに、今のところ計画していないというお話だっ

たと思いますが。実は私、数日あそこに、駐車場で、皆さんどんなふうに登園してみえるのかというのを観察しました。その折に強く思ったのは、あその駐車場は狭い。羊羹を切ったような駐車場で、ドアを開けると隣にぶつかりそうな駐車場です。あれはラインをきちんと、この役場の駐車場のよう引き直せば、余裕を持って子供を降ろして。

その日の一日は雨でした。ドアを開けて傘差して、そして子供を連れに行って向こうのドアを開けて、子供の傘を差してっていう作業が、あんな狭い場所でやれというのは無理な話で、皆、保育園のお母さん方は1台ずつ置いてやるようにはするんですが、一番詰まったときにはやっぱり隣同士並ぶんです。そうすると、1本しか線が引いていないものだから、その間隔は、あれはちょっと酷だなというふうに見ました。お母さん、雨にぬれながら飛び回って、それを車に当たらんようにするという。これはできることではないかなというふうに思っていて。今、二十四、五台停まるようになってますが、20台ぐらいに減るかもしれません。それから、今、下水道工事で事務所が建っていますので、あれがなくなれば、もっと広く駐車場取れるので、そういう工夫はちゃんとしてあげるべきじゃないかなということを強く思いました。ぜひ一度検討していただければなというふうに思います。

それから、ここが保育園の駐車場になっているよっていう看板、ちゃんと立っていました。鉄できちとしたやつが。でも、一方の入り口しか立っていないので、もう一方にきちんと立てる必要もあるのではないかなというふうにも見ました。

それから、通園路が狭いことは、もう皆さん御存じのとおりだと思うわけですが。ここの裏の道には通学用の、子どもが歩くところには緑色のラインが、ラインというか幅をとって、ここは通学の人たちがあるから注意してくださいねっていうラインが設けてあります。これも、やろうと思えばすぐできることだし、やったから交通事故を防げるわけじゃないけど、子供が自分はここの範囲を歩くんだということがはっきり見えるので、駐車場から保育園までの通園路には、そうした措置をしてあげるのがいいんじゃないかなと。そうむちゃくちゃお金のかかることでもないし、ぜひやっていただけたらなってことを、強く思いました。まずそれをお願いします、回答を。

町長 先ほど、山口さんの質問の中でもちょっとお答えさせていただいたんですが。保育園の在り方、大変今難しい状況の中にあります。保護者の皆さんと御相談をしていくわけでありますけれども、将来的なことも含めて、少しその辺の対策をしっかりととっていかうというつもりはありますので、

今後やっていきたいと思います。

- 5 加藤 きっと今まで通園していて、保護者はこれが当たり前だと思っているわけですが、清嶺から来た保護者は、こんな狭いの、こんなところ歩くの、というイメージをやっぱり強く持ってみえるということをよく御理解いただけたらなということを思います。

それから、その折に発見したわけですが、通学路、非常に高い石垣の横をずっと歩いていくという。これ、何かあったら大変なんだろうなというふうに見て下りてきて、その境目に行ったら、旧宝保育園のある居立地区というのは急傾斜地崩壊危険地域に指定されている。要は、急傾斜崩壊危険地域であるというふうな、工作物をつくる上ではちゃんと認可が必要だよという場所になっていて、さらにその下に、59 年の 3 月、愛知県が災害危険区域と、居立という地域地区は……何と読むのですか、これ。

(答える者あり)

- 5 加藤 「いだて」と読むのですか。「いだて」、ごめんなさい。居立という土地だそうです。その土地については、災害危険区域となっていて工作物をつくる場合には申請がやっぱり必要だという土地になっていると。やっぱり、この居立地区っていうのは、保育園の立地条件として本当にいいのかどうかというのを検討すべき場所だったのに、恐らくあれを建築するときには申請を出して認可がおりているんだろうとは思いますが。小さな命を守っていくためにあそこでもいいのかということを真剣に検討する必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。

町長 建築したのが何年前かちょっと覚えておりませんが、10 年もたっているか、たっていないかだと思いますが、そのときには多分そういった申請がなされているものというふうには思っております。いろんな道路も含めてもう少し通園しやすい環境の整備ということで、道路整備もあわせて検討しておりますので、そういった中で少し精査をしていきたいと思えます。本当に不適合な土地であるとするなら、またそれはそれで考えていかなくてはというふうには思います。

- 5 加藤 ぜひ一度、みんなで検討してみる必要があるかなということでお願いします。

最後に、閉園した清嶺保育園の活用についてなんですが、いまだにどんなふうになるのかというふうな情報がないわけですが、どのようにお考えなのか。また、地域住民の意見というのは反映されるような形で進めていけるかどうかについて確認をお願いします。

町長 あそこは今 1 等地になったものですから、いろんな方から使いたいというお話を頂いておりますが、一応補助金を頂いてつくった施設であります

ので、その補助金の在り方としてどうなのかというところの精査を含めた上で検討していきたいと思います。地域住民の皆様からの御要望は承っておりますので、そういった形ができるのかできないのかということも含めて今後検討してまいります。

5 加藤 ぜひ、地域の声も受け止めていただけたらなということを思っています。

それでは、時間もございませんので、次に2つ目の質問に移ります。

移住定住対策が重要課題であることは先ほどから申し上げているように言うまでもないことです。しかし、その困難さもあってか、最近では外からの関係人口の創出という標語に、何かトーンダウンしているのではないかなと心配するふうにも感じます。

この対策の中で、もとより町との関係が深い、町出身者の回帰のための思い切った施策が必要なのではないかと考えています。

設楽ダム建設の進捗に関わって、ふるさと設楽町はここ数年でさらに大きな変貌を迎えます。ふるさとを離れて暮らす多くの元町民の中で、とりわけ同じ同窓の仲間とともに、自分のふるさとについて現状を改めて知り、将来を語り合う同窓会を奨励することは、町の施策として今こそ意義があるのではないかと考えています。

まず初めに、全国的にも近隣の町村でもこうした特色ある取組がありますが、承知していますかという質問をしようと思いましたが、時間もありませんので。私どもで調べたのは、例えば、倉敷市、神戸市、三島市、それから近隣では豊根村、それから、東栄町は1年だけだったというお答えだったのですが、そうした同窓会の補助金を出す事例が見えました。また、本年度から、岡山県では全県で出会いの場の創出というふうなことを目的に実施を行うようになったというふうに捉えています。また、ほかの地域でもあったら、また後で付け加えていただければと思いますが。こうして各地でこうした取組が真剣に行われていると。それは、人口が減っていくことに対する、もう必死のものがきのような対策であるというふうにも思います。

私は、実は以前にも同様の一般質問をしたのですが、以前、私の同様の提案に対して、意義は認めますが、食費に公費は出せないと、そういう旨の答弁でありました。しかし、この補助金は単に食費ではなく、ふるさとを離れて暮らす方には旅費や宿泊費であり、地元で暮らす方には、開催のための準備費でもあります。補助金を設楽町商品券、1人3,000円程度を思い切って準備して、地域振興にも寄与していくというふうなことも考えられると思いますが、どうでしょうか。

企画ダム対策課長 全国的にも、先ほど言われたように同窓会開催補助制度と
いうのがあることは把握しております。あと、議員がおっしゃる、商工会
発行の商品券であれば、もちろん町内消費にも寄与できると思いますので、
そういった制度でそういうものを配ることは、制度が創設できればそうい
うことはできるんじゃないかなと思います。

5 加藤 大変、期待の持てる答弁を頂いたわけですが。町民として、ふるさと
へ回帰するというふうなチャンスをぜひ意図的につくっていくということ
の大切さというのを、ぜひ。今、こうした補助金ってまだまだ知名度が低
いので、先日、中日新聞で、補聴器の補助が東三河に広がっていったとい
うふうな取組が紹介されて、ちょっと自慢したわけですが。やっぱりこう
いう新たな手を打って、それをみんなに知ってもらって、設楽町はこんな
取組で頑張っているんだというところはぜひ見せるいい取組ではないかな
ということを考えます。ぜひ、お金がないことは、予算削減の課題につい
ては承知しておりますが、こうした政策をぜひ打ち出していただければと
思っています。

次に、この政策が簡単にUターン定住に結びつくとは思っていません。
これをやったからUターン定住が増えたというふうな単純なことはないの
かもしれません。しかし、同じふるさとに思いを寄せる機会となって、自
分のふるさとを応援するという、本来のふるさと納税の趣旨に沿った呼び
かけもその場で可能になるのではないかと思います。その点についてはど
うでしょうか。

企画ダム対策課長 議員がおっしゃるとおり、同窓会開催時にパンフレットな
ど配布していただき、ふるさと納税に関する呼びかけなどができ、納税を
していただくきっかけになる可能性はあるとは考えております。

5 加藤 今、可能性というお話をされたのですが、まさにその可能性で、もう、
先ほど言ったように、人口減少率から考えて、打つべき手はもう打ってい
くという決心をする必要があるという意味で、ぜひ、こうした取組につい
て、御理解をいただき、実施に踏み切っていただければなということを強
く思います。

また、もう一個、卑近な例でもありますが、晩婚化の中でこうした出会
いの場をつくることで成功に結びつくことも考えられます。これも
可能性ですが。こうした施策への期待ができるというふうに、自分の中
では期待と、それから可能性、強い可能性を感じておるんですが、その辺は
どうでしょうか。

企画ダム対策課長 はい。議員のおっしゃるとおり、同窓会をきっかけに成功
に結びつくこともあると考えてはおります。

また、設楽町では、全体を通しまして、総合戦略にのっとって若い世代や地域への支援を主体に施策を展開しているというところではございます。今までの施策を見直すことにより、議員がおっしゃる同窓会開催補助金制度へ変えていくことは可能だとは考えますが、現時点での施策においても、町外から移住定住を希望し、移住定住施策の制度を利活用されている現状もございますので、現時点で変えることは慎重に考えさせていただきたい。

また、一つの考え方として申し上げますと、現時点である施策として、行政区補助金や、地域づくり交付金、または、地元愛創造プロジェクトなど、交付金や補助金を受けている行政区や団体が活動事業として同窓会の開催をしていただければ、議員のおっしゃる結果に結びつく場合もあるかと考えます。補助金受領団体が主催し、補助金を活用して同窓会開催をしたいという御相談が頂ければ、町としても伴走支援していくつもりでございます。

御承知のとおり、財源も限りがございます。新しい補助金を創設する場合には、新たな財源を確立するか、これまでの施策を取りやめ、新しい施策に転換していくか、いずれにせよ、効果的な施策を行うために考えていく必要がございますので、御理解いただきたいと存じます。

- 5 加藤 急に引き戻されてしまったという感じがしておるのですが。実は卑近な例もありますが、と私述べたのは、私、実は3人子供がおりまして、3人とも何とか結婚することができました。そのうちの2人は実は同級生です。同窓会で久々に会ってという機会に恵まれて、そうしたこともあったと。周りで見ても割と同級生の結婚というのはあるなということを思っていて。今日の中日新聞のトップで、昨年出生率が70万人を割って、子供が生まれていないと、すごく減っちゃったと。その原因は、婚姻数の減少であるということが、分析の中にありました。で、何か婚活パーティーみたいなことを自治体で開くことがあるっていうような。そんなのより同窓会をきちんと開いて、情報交換する中で、そういう形、婚活パーティーに出るといって抵抗あるんですね、みんなね。だから、そうではない場で出会いの場を創出していくという意味でも、意味があるのではないかといいうふうに思っています。同じ思い出を共有する同級生はかけがえのないものであり、そうした事例を幾つか知っていることも踏まえて、打てる手は何でもチャレンジする。お金がないのは分かっています。お金はないのは分かっているが、必要なことは、お金を打っていく必要があるなら打っていく、そういう決心が、今の設楽町は人口減の中で必要なのではないかといいうことを、意識を共有できないかなということ強く思うわけですが、どうでしょうか。

町長 言ってみることを理解しないわけではありませんけれども、やっぱり、この制度がいいとか悪いとかじゃなくて、中で、今ある制度を変えていくという取組は必要だと思っておりますので、これに充当できるようなものをほかから捻出してという取組はしていきたいと思います。ただ、いつも懇談会でもお話をしますが、お金をかけてやらなきゃならないことは確かにやらなきゃ駄目です。そうしないと将来につながりません。つながりませんが、ただただ、財源を探さずに、今これが必要だからといってやっていくだけではやっぱりやっていけません。ですので、予算を削減するところも併せて考えないと、なかなか将来は見通せないと思っておりますので、そういう形でやらせていただきたいと思いますと思っております。

議長 加藤君、時間になりましたので。

5 加藤 はい、以上で終わります。

議長 これで、5 番加藤弘文君の質問を終わります。

議長 次に、8 番、田中邦利君の質問を許します。

8 田中 通告のとおり 3 問ありますが、一問一答でやらさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、第 1 問目でありますけども、町長、安心してください。今度は役場の事務も財政も要りませんので、お答えだけで結構です。国民的な消費税減税要求に対する町長の認識を伺うものであります。

物価高騰から暮らしを守るため、消費税の廃止を目指し、緊急に 5 % へ減税の声が広がっています。世論調査では、朝日、4 月実施で、「消費税を引き下げるほうがよい」が 59 % で、「維持するほうがよい」、36 % を大きく上回っています。その他の調査でも県並減税の要求が多数を占め、最近の世論調査では、消費税廃止ないし、減税を求める声が 7 割を超えるに至っています。まさに消費税減税が国民の一大要求となっています。

政府内では、当初、物価高騰対策として現金給付案が浮上していたものの、国民の強い要求に押され、自民党内でも参院を中心に消費税減税を求める声が広がっています。慎重姿勢だった立憲民主党を初め、日本維新の会、国民民主党など、相次いで消費税減税を言い始めました。しかし、それらの各党の提案は、どれも減税対象や期間を限定していますし、一部では、財源を借金で賄えばいいと、国債発行で賄おうと主張するものもあります。減税の財源をどのように確保するのが現在鋭く問われております。

減税の対象や期間を限定し、恒久財源を示さないやり方は、一度引下げた消費税を再度引き上げる前提に立ったものです。他方で、恒久財源を国債発行で金を賄うことになれば、将来にわたって、毎年、数十兆円規模の規模で借金を増やすことになり、急激なインフレのリスクも高めます。ど

れも責任ある財源論とは言えません。恒久財源については、年 11 兆円にも上る法人税減税と、富裕層への優遇税制、所得は 1 億円を超えると税の負担がかえって下がるという 1 億円の壁などを見直して生み出すべきであります。

政府や与党も法人税を減税して、賃上げや設備投資、下請支援などには回らず、巨額の内部留保を積み上げたただだと認めています。減税の相手を富めるものから庶民へ変える、これこそ最も責任ある方策だと考えます。

消費税の逆進性によって、税全体の累進性が失われています。消費税を 5 %に減税すれば、一世帯当たり年間 12 万円の減税になります。物価高騰対策というなら、消費税減税が最も効果的であります。

消費税は国政の問題ではありますが、町民の生活と町行政にも深く関わる問題であります。よって、今や国民的要求になっている消費税減税に対する町長の認識を伺い、答弁を求めるものであります。

以降、質問席に移らさせていただきます、続けたいと思います。ありがとうございました。

[田中邦利議員、質問席へ移動]

町長 消費税をめぐる報道というのは各党いろんな動向があつて、毎日報道でされておりますので、注意深く見守っておるところであります。

委員御承知のとおり、消費税 10%のうち 2.2%は地方消費税分ということで、私どもも、この中で一般財源分として 1 %、そして社会保障の財源として、1.2%を頂いておるのが現状であります。大変大きな額になりまして、私どもの町でも、合わせて 1 億 1,700 万円ほど消費税の中から頂いておる中で施策の展開をしておるというのが現実であります。

そういった中で、物価高騰の中で消費税の扱いをどうするのかという議論が今なされておるわけでありまして、国においてこの議論はしっかりなされるべきだというふうに思っております。仮にならなければ、こういった形で、そのかわる財源を確保ができるのかというところは、私どももしっかり見守っていかなくてはならないと思っています。私は町長の立場ですので、こういう答弁をさせていただきます。個人的な思いはありますが、個人的な思いはこの場では控えさせていただきます。

8 田中 町長は、10 月には町長選挙を迎えるかと思うんですけども、そのときには、この消費税に対する態度は、「私はないほうがいいよ」と、こう言うと皆さんの共感が広がると思います。そこら辺もよく考えて、消費税について町民に尋ねられたら、そのように答えてもらいたいと思います。

次に移ります。

「介護制度の危機と介護事業所の経営困難を打開するために」というこ

とで質問をさせていただきます。

提供体制の崩壊という介護制度の危機が進行しています。ホームヘルパーなど介護人材が不足し、人手不足と経営悪化による介護事業所の撤退、廃業、倒産が続出しています。特に訪問介護では、基本報酬が下げられたことが大きな打撃になっています。介護の事業所が1か所もない自治体が出てきています。設楽町においても、いつ介護事業所が1か所もない町になるか、安心していただける事態ではありません。そうすると、保険料や利用料を払っても、人材や事業所がないために介護サービスが受けられないという危機的な事態が起こり得る可能性は大であります。

介護の基盤崩壊は、働く現役世代が介護のために仕事をやめる介護離職が年間10万人に上るなど、要介護者の家族の負担を重くしています。ケアマネが見つからず、介護サービスが受けられない、ヘルパーが不足して介護の時間を減らさざるを得ない、入居できる施設がないなど、家族の負担が一層重くなる事態が広がっています。

私はこの間、町内の介護事業所を訪問し、アンケートでの聞き取り調査を行いました。どこを訪問しても、職員の方も悩みや窮状を率直に話していただきました。もうやめたいとか、続けられないとか、どの事業所も深刻な状況にあることがよく分かりました。

「光熱水費、食材費、燃料費などの値上がりによる影響ありますか」、この問いには、大きな影響がある、少し影響がある、ほとんど、また全く影響ない、の選択肢からは、大きな影響がある、の答えが選ばれております。

「どのような影響がありますか」には、光熱費の上昇、食材費の上昇、業務委託費、通所送迎等の燃料費の増加等が答えとして選ばれています。

人員確保については、現在の職員の充足状況について伺いますと、充足している、充足しているが綱渡り、やや不足している、深刻に不足している、のうち、即座に、深刻に不足しているとの回答が返ってきました。そして、それが職員の負担増につながっているとの答えでありました。

「職員確保に当たって、課題だと感じていることは何ですか」の問いには、給与水準の低さ、勤務条件、夜勤やシフトなどが上位になりました。

人材紹介会社からの職員派遣を利用しているかどうかについては、地理的に利用できないや、その費用が会社から出ないなどの答えがありました。

「今後、公的支援でどのようなものがあれば良いと思いますか」の回答には、物価高騰への直接補助、人材確保への支援、介護職のイメージアップ、施設改修、設備更新支援などがありました。

改めて介護職員の処遇改善、介護報酬の増額、介護事業の継続支援など

が重要であり、介護現場では切実な課題になっていることが分かりました。

根本的には、現在、公費 50%——国、25、都道府県、市町村が、25 ずつ、保険料 50%で運営されている介護保険の国庫負担、これを 10%増やして 35%とし、国の支出を 1.3 兆円増やすことが、抜本的な改善につながると思いますが、聞き取り調査の結果をまとめてみると、町としてやらなければならないこと、検討課題にすべきことが明らかになりました。

そこで、以下のことについて所見をお聞きするものであります。

1、訪問介護事業では、基本報酬引下げ以降、事業自体の利益が出ない、また、訪問看護職員のなり手不足、高齢化という経営上の困難が見えてきました。町は、訪問介護事業者——設楽町は社協のみであります、の困難な実情は把握しているのでしょうか。また、他の介護事業所数は——社協以外ですね、の介護事業者の数は、ここ数年どのように推移しているか、お示ししてください。何社かが離脱したり、廃業しております。

2、介護事業所全般に対する物価高騰への支援、光熱水費ですとか、食材費ですとか、燃料費等の補助はどのように考えているか。

山坂が多くて、広い業務地域であります。ガソリン代の値上がりが影響が大きい。そういう広い地域での訪問介護を支えるべきではないでしょうか。

3、人材が深刻に不足しているというのが各事業所共通の声でした。人材確保支援のこれらの施策に加えて、さらなる支援が必要と思うが、そうした対策はあるのでしょうか。人材不足のために、人材紹介会社を利用する場合の費用援助を。それから、介護職の魅力発信を行うよう国、県、広域連合に要請は。町独自の介護職員の待遇改善制度を。などなどを求めるものですが、町の回答をお願いします。

最後に、高齢者が、年々減っていくことが経営基盤を脅かしている。地域が広くて山坂が多いなど、平たん地とは、平地部とは違う費用負担が発生するなど、介護事業所のこの地域共通の悩みや課題がアンケート活動の中で明らかになりました。この際、行政も参画し、情報交換や課題解決を話し合う北設協議会的なものを設立する考えはないか、お尋ねをします。

以上で、2つ目の質問ですが、答弁のほどよろしくをお願いします。

町民課長 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。できるだけシンプル、コンパクトにお答えしたいと思います。

まず、事業自体の経営悪化が進んだ、設楽町内の訪問介護事業所の実情を把握してるか、ということなんですが。

訪問介護事業所を運営する社協については、いろいろ事業所としての決算等がありますので、そういった評議員会ですね、町長等が出席すること

で、事業実績ですとか、経営実績のほうは把握している状況にあります。

では、訪問介護事業所自体どんな状況か、ホームヘルパーはどうかとか、そういったところなんですけども。常勤というかたちは、正職員が2名、会計年度職員が2名、非常勤、パートタイマーは2名、この6名で運営してる状態です。

正直、年齢構成等を聞かせていただきますと、具体的なことはちょっと差し控えますが、比較的やはり年齢的には私よりも上の方ばかりで、人材確保が深刻な段階に来ているということから、サービス内容を調整しながら、ホームヘルパーを派遣しているということです。例えば、週2日の派遣を週1日にするとかといったようなことです。それでも今、例えば、唯一の訪問介護事業所である社協さんのみで全町が賄えるかという、そういう体制にはなく、例えば隣の市に近いような地域だと、そちらの訪問介護事業所を利用するという、ヘルパーを利用するという事例も見られます。

で、いろいろ倒産した事業所があるとかということなんですけど、例えば、もう事業所全てがなくなるというような状況ではないんですけども、例えば、一部サービスをやめたりとか、これはちょっとまた別のあれかもしれませんが、事業運営がかなり厳しくなって、人材の確保だとか厳しくなって、例えば、2つある施設を1つにするとか、そういったような事例は今のところ2件ほど把握はしております。

その次の、山坂が多く、介護事業所全般に対する物価高騰への支援、補助はどういうふうに考えているかということなんですけど。

現状においては町独自の補助金というものは考えておりません。というのも、現状、例えば町内訪問介護事業所で言いますと、東三河広域連合から中山間地域居宅サービス運営資金支援金ということで、こちらのほうが、人件費とかガソリン代をベースに単価が設定されて、町内の訪問介護事業所も受けております。

さらには、令和6年度から、愛知県のほうからも社会福祉物価高騰対策支援金という交付も受けておりまして、そちらのほうは対象経費が光熱水費、食材費、燃料費となっており、そういったものを受けているような状況です。

繰り返しになりますが、さらにそこに町独自のというものは補助はしておりませんし、現状においてちょっとそういった話合いには至っておりません。

あと、人材確保にさらなる支援が必要だと思うがどうかということです。

ちょっとこのあたり、2つの例を挙げていただいておりますけども、総合的にお答えさせていただきたいと思います。

例えば社協さんですと、ハローワークを通じてホームヘルパーを随時募集しているんですけども、問合せがあっても、なかなか採用に至っていないというのが現状です。また、人材派遣会社からも結構ファクスとかで情報提供はありまして、設楽町在住の登録者もしばしば見受けられます。ならば派遣する費用をそういうところに委託すればいいじゃないかということではありますが、やはりどうしても高額になってしまうということで、事業所のウエートを考えますと、そういったところに依頼できていないというのが現状ですし、また、町がじゃあ補助金を出すのかという面でいきますと、やはり先ほどの町長の話ではありませんけども、財源確保の問題を含めて支援実現には、深謀遠慮を要し、簡単にはできてないという状況です。

ただ、東三河広域連合ですと、介護人材活用促進事業として、これは実習期間だけなんですけども、東三河広域連合から委託された人材派遣会社に所属する形で事業所の実習を受け、その後事業所の雇用へつなげるといった取組もあります。町内では、ホームヘルパーではないんですけども、事業所への雇用とつながっております。

そのほか、人材確保の支援策として、広域連合では、例えば初任者研修を受けられる方に上限3万円ではありますが、受講費を交付しています。設楽町に住所にある人では、令和4年から6年度の間3年間に5名が交付を受けています。一部、町内各施設への雇用につながりましたが、ホームヘルパーを擁する訪問介護事業所への実績はない状態であります。

それ以外ですと、そうした研修を受けた方が構成市町村内に所在する介護サービスに就労した場合、引き続き1年以上就労していますと、さらに就労支援補助金として、就労加算金2万円を交付していますが、設楽町に住所のある方で、この交付金を受けたというような実績はございません。

そのほか、介護事業所の待遇改善のことであります。

自治体独自の、町村独自の支援策ではありませんが、例えば、お隣の東栄町では、介護職員等処遇改善加算制度という、これ国の制度なんですけども、職員の給与を増やすための制度を活用することで待遇改善に努めています。設楽町社会福祉協議会でも、ちょっといろいろ諸課題はあるんですけども、活用の検討をしている段階です。

あと、ホームヘルパーに限らず、こういった山間部における現場を支える専門職の人材確保っていうのは、やっぱり住居の問題ですとか、交通事情などの生活環境から困難を極めています。自治体間、あるいは官民が連携して、人材確保でなく総合的な観点で確保する必要があるとは考えております。

あと、議員のおっしゃられる介護職の魅力発信ですが、私もちょっと過

去の、例えば昨年ですと、保健センターの関係で、そういったイベントに出ていたんですけども、やはり学生とか若い世代は正直言いまして、都市部でも、名古屋、豊橋、豊田、そういったところしか興味を示していただけないというところを目の当たりにしておりますので、国、県や広域連合に要請するだけではなく、相当な覚悟といいますか、戦略、戦術が必要であるということは認識しております。

ただ、そういったことを言いながらも具体的に何をするんだというところは、正直、現時点で持ち合わせておりません。

なお、参考までに、東三河広域連合では公式Instagramとして、東三河で働く人、愛知県ですと、介護の魅力ネット愛知というサイトで、募集ではないんですけども、介護職の魅力発信のアピールはしております。

そのほかですと、デジタル化によって業務効率化し、人材不足を補うという取組も多々見られますが、なかなか当町の現状においてそうしたシステム、都市部では行われているようですが、まだ十分に生かされておられません。現実的に言いますと、こういった今の人材不足の課題に、現実的、即応性を持ってこたえるには、やっぱりどうしても人、アナログ的に動かざるを得ないという状況です。

今現在としては、先ほど例を挙げた国制度を活用して待遇改善を進め、既に導入されている制度ですとか、デジタル化の取組が生かされていないのであれば、できていない理由、できる要件を明確にして必要な改善策をして施していきたいと思っております。

もう一方、医療同様、現状を前提とした人材確保にばかりこだわるのではなく、現在、例えば保健福祉センターのほうで高齢者の保健事業と介護の一体化実施事業というものをやっております。こういった事業を促進して、健康寿命を延ばすことで介護サービス提供の抑制に注力することで、人材確保のバランスを見直すことも必要かなと思っております。

あと、その他、各事業所がダウンサイジングされる中、人材をカバーし合う、事業を住み分けるといった、地域全体でサービスを維持するのも一つの方法ではといった声も聞かれますが、現状を言いますと、策としては人材確保による事業維持というよりも、地域の福祉を絶やさないとといったような精神で、事業所も、自治体も施策に取り組んでいるのが現状です。

最後、もう二つですね。介護事業所のこの地域特有の悩みや課題を明らかにし、行政も参画して、北設協議会的な話ですね。

既に支部のほうでは事業所連絡会が存在していますが、保険者である東三河広域連合としては組織の編成は任意とされています。自治体の地域の意味によるものというものが現状になっております。設楽町でも、介護保

険制度が始まった当初は事業者連絡会のようなものがあったようなんですが、やっぱり制度が創設された当初だったため、事業所が限られ、あまり意味がないだろうということになり、現在に至っております。ただ、一方で防災などテーマを限定した協議の場では、町内事業所が集まるケースっていうのは多くありました。

でも、議員おっしゃられるとおり、事業所の現場の実情は当時と変わり、日々深刻化しています。議員が御指摘の協議会的な組織というのは、町内福祉事業所からも既に上がっております。

また、令和6年度の介護報酬改定事項において、協力医療機関との連携体制の構築というものが挙げられております。こういった連携体制の構築をスムーズに整える意味でも、協議会的な横の連携組織の必要性を求める切実な声も事業所から上がっているのは事実であります。

以上を踏まえますと、議員御提案の連絡協議会的な会合をもし設けるのであれば、まず町の範囲で開催し、行政や一部事業所も参画している、実際そういった会議として、地域支援事業会議といった既存の組織があるんですが、そういった中で人材確保のことで協議を進めていくなどして、その上で、北設全体につなげていけたらなというふうに思っております。

長くなりましたが、以上です。

8 田中 町民課長、よく勉強していただいてお答えいただいております。町民課長は大変な時期に、課長になられたもんだなと。先ほどは、子供さんのことで、いろいろ意見がありましたけども、それにも対応した。今度は介護の問題も対応しなければならない。

ですが、今、お答えいただいて、私感じたのはね。私らもうすぐ介護のお世話になるのかなあと。昔は保険料を払うときに、老人ホームへ、施設介護として入れるように思って保険料を支払ってきたんですが、最近になると、老人ホームいっぱいなものですから、在宅介護をやっていくと。そのために訪問介護を充実したり、昼夜を分かたずこの訪問介護できる、夜間とかいろいろありましたよね。デイサービスも、やっぱり通えるような状況、もう少し老人ホームは訪問介護さんが来ない前にデイサービスや、あるいは何か、社会生活を送る上で、ショートステイなんかをやったり充実していかなきゃいけない。

今の御答弁の中で感じるのは、現状把握をもう少ししてほしい。かなり深刻な状況があるものですから、広域連合がやってくれますでしょうと、これはあかんと思う。町民の願いに、これは寄り添えないということで、これは課長さん1人でも。私1人でもできたものですから、ぜひ機会を見て、そういうところも、お邪魔して実態を聞いてください。もう大変なこ

とになっているんですね。通り 1 遍の対応ではなくて、現状のリアルな厳しさの中でどう打開していくかということを真剣に考えていただきたい。議会も一生懸命考えにやいかんですが、ぜひそういう方向で、頑張っていたきたいというふうに思います。

時間がもう残り少なくなってしまったので、もう次、移ります。

エアコンの問題。

これ、エアコンの質問は、ちょっと私の考えもまとまらなかったものだから、行ったり来たりするような質問通告になって大変申し訳ないのですが、少し修正しまして質問しますので、よろしくお願いします。

「高校・小中学校体育館へのエアコン設置を」ということで質問をさせていただきます。

夏の暑さが年々厳しくなるもとで、学校の体育館へのエアコン設置は、学習環境、災害対策の観点から喫緊の課題だと思います。

公立小中学校での体育館のエアコン設置率が、18.9%にとどまることから、文科省は 2024 年度補正予算で、空調設備整備臨時特例交付金 779 億円を創設して、10 年間で 95%へ引き上げる方針と聞きます。特別支援学校なども交付金対象であります。

一方、公立高校の体育館への設置率は 14%ですが、高校は空調設備整備臨時特例交付金の対象外。活用できるのは、総務省の緊急防災減災事業債で学校が避難所に指定されている必要があるといえます。

愛知県では、2024 年度から 2027 年度までの 4 年間で全ての県立高等学校の体育館、武道場に空調設備を順次整備していくと発表しておりましたが、田口高校の体育館には急遽空調施設が設置されたと聞きます。武道館はまだのようですが、喜ばしいことであります。

災害時に避難所となる小中高の体育館に空調設備を整備し、避難所としての環境づくりも進めてほしいと思います。

そこで、以下質問です。

県立高校とともに、小中学校体育館にも空調設備設置を早期に実現する考えはないか、お聞きます。

当町小中学校の体育館での体育の授業、部活での、今現在の熱中症対策はどのようにされているのか教えてください。

エアコン導入の前提としても大事な質問だと思いますが、熱中症から生徒児童を守っていくためには、先生方も大変な注意を払っているかとも思われます。体育館の湿度が多い室温が 35 度以上、また暑さ指数が 31 度になると、体育館の事業、部活を中止するという基準を決めているところもあると聞きますが、設楽町ではどうなっているのでしょうか。

今、エアコン設置に踏み出していくときではないかと思いますが、他の市町村はどうしておるのか。空調設備設置に踏み出している県内の市町村はどのぐらいあるのか、お尋ねをします。

実施するとすれば、どのような計画、順序でエアコンを導入しようとするのか、腹案があれば、ぜひお聞かせいただきたい。

次。文科省が小中学校体育館へのエアコン設置に積極的な方針を打ち立てています。学校体育館において空調設備整備臨時特例交付金など有利な支援が用意されていることは今申し上げたとおりですが、今回の国の支援策で着目している点はどのようなことでしょうか。

また、小中学校体育館に全てエアコンを導入するとすれば、どのぐらいの町としての財政負担が必要か。国の財政措置、補助金についてはどうか、財政見通しを示してください。

補助金を使うには断熱性があることが要件とされています。初めて知りました。断熱性の工事を進めていかないといけないということになりますが、今現在の小中学校の断熱性のあるやなしやについてもお聞かせください。

以上です。以上で大丈夫です。

教育課長 それでは、田中さんの御質問にお答えいたします。

近年の温暖化の傾向を踏まえますと、小中学校体育館への空調設備の必要性は理解しております。しかしながら、小中学校の教育環境の向上改善という点で考えた場合に、体育館への空調施設の設置以外にも課題は山積みしております。今後、その優先順位を検討しつつ、その中で体育館への空調設備も検討していきます。

田中議員が言われるように、避難所に指定されている場合には有利な起債もありますので、それらを含め検討してまいります。

設楽町における、体育館、熱中症予防対策ということですが。熱中症予防につきましては、体育館、屋外にかかわらず、暑さ指数に応じて教育活動の制限をしております。

暑さ指数とは、温度、日射、輻射などの周辺の熱環境、気温から算出される指数で、専用の測定器により各地点で測定されております。先ほど言われましたように、暑さ指数 31 を超える場合は運動を原則中止するように指示をしております。暑さ指数 28 から 31 の場合は厳重警戒、暑さ指数 25 から 28 の場合は警戒として、先生方が活動する際に指針とするようにしております。

県内の区市町村で、どれぐらい空調設備を設置しているかということにつきましては、令和 6 年度の県内の市町村の体育館の空調の設置状況につ

きましては、20.6%と把握しております。ただし、近隣の奥三河の新城、設楽、東栄、豊根の小中学校につきましては、体育館に空調の設置を整備している学校はまだありません。

空調を設置するに当たって、どれぐらいの財源が必要になってくるか、先ほど言ったような、設置するに当たっては、断熱性とかの調査も必要になってまいります。いろいろな空調についても、常識は違いますが、令和6年度に設楽中学校への空調設備の導入を考えて見積りをとった際の参考にお示しいたします。

ガスによる冷水、温水による壁面の輻射式の方式では、総事業費が9,000万円程度と試算されました。ガスによるエアコン式では6,000万円、大型扇風機のような形だと2,000万円というような試算もあります。

補助金につきましては、先ほども言われております空調設備整備臨時特例交付金がありまして、対象経費を上限7,000万円として、算定割合は2分の1になっております。

今回の国の制度に対する考え方としましては、緊急での整備はできると思いますが、全ての費用に対して、全校に設置となってくると、とても難しい金額にはなると考えております。各学校の体育館における断熱の効果につきましては、まだどの学校も調べているところはありません。

以上です。

8 田中 答弁のほどは分かりました。ただ、文科相はすごい勢いで4年間で体育館全部やるんだと言っているんですが、市町村がどうも笛吹けど踊らずという状況になつとるかなと思うんですが。何が文科省としては足りないんでしょうか。そこだけお聞きして、質問を終わります。

教育長 先ほど課長が申し上げたとおり、補助率2分の1の上限7,000万です。設楽町は、5校あります。都市部の学校だと、物すごい数になります。それをいくら交付団体であろうが、2分の1で、例えば3,500万出すのは非常に大変なことだと思いますし、緊防債も張れるんですが、結局返していなくてちゃんしません。交付税算入はあるんですけど、そういうことを踏まえて、なかなか手につかないところがあるんじゃないかと思っています。

議長 これで、8番田中邦利君の質問を終わります。

議長 次に、2番村松純次君の質問を許します。

2 村松(純) 2番村松純次です。議長のお許しを頂きましたので、通告どおり一括方式で質問させていただきます。

まず、設楽町の有害鳥獣対策の現状を幾つか挙げたいと思います。

一つ。捕獲頭数が増えてもなかなか被害が減らない。

二つ。昨年度、設楽町内においては、シカは1,400頭ほど捕獲がありま

した。こちらの頭数は有害駆除届、狩猟捕獲は含めないものです。津具にあるジビエ加工施設には、その設楽町内のシカが年間 200 から 250 頭、搬入されて処理されています。残りの千数百頭は一体どこへ行ったんでしょう。同数ほど、ほかの近隣施設に搬入されているとしても、残り 1,000 頭近くあります。自家消費などもありますので、残り全てがというわけではありませんが、適正に処理されていれば 1 メートルほどの穴を掘って埋設処理という方法が多いかと思われます。しかし高齢猟師も多いうえに獣に掘り返されないほどの穴を掘るとなると、かなりの重労働になります、現実的には山に捨てられているのではと予想されます。

過去に、他県では同じところかなりの数の投棄がされていて、ニュースで取り上げられたこともあります。このまま放置するといずれ設楽町でも同じような問題になるのではと懸念されます。

三つ。1 で挙げたように、年々捕獲頭数が増えているが、これ以上予算を付けるのが難しい。

四つ。町内の実働する捕獲従事者を増やすために、実働に係る器具や、捕獲作業の効率化を図るためのセンサーやGPSシステム、無線などの高額機器への補助や、以前、同僚議員が訴えていた被害防止対策の網や柵への補助が必要だと思われます。

こういった問題点があると私は考えます。そこでお聞きします。

一つ。このほかに、今、設楽町の有害鳥獣駆除において問題となっている点がありますか。

二つ。こういった問題点を解決するために、地域住民や農業者や事業者との連携や、最新の技術、また情報を活用した駆除策についての計画はありますか。

三つ。駆除だけでなく、被害防止や生態系保護の観点からも具体的な対策を進める必要があると考えますが、その点の見解もお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。

産業課長 それでは産業課のほうからお答えします。

まず1つ目の御質問です。

町が抱えている問題点、課題という点につきましては、議員が挙げられた施設処理の問題、予算措置の問題、デジタル化した高度な捕獲活動や防止対策など、御指摘のとおりでございます。

そのほか、狩猟免許者の確保に加え、現状では、この地域におかれましても、耕作されていない農地や生業の行き届かない山林、また、空き家や空き倉庫などが、生息や繁殖に適した場所となり得ることも原因の一つと考えられ、地域の生活環境の整備も課題の一つと認識をしているところで

あります。

続いて、2つ目です。

獣害対策につきましては、御指摘のとおり、地域の関係者の連携、協力は不可欠なことと考えます。獣害被害に遭われた方が狩猟免許を所持していない場合は、捕獲を猟友会員などに依頼されると思われますが、捕獲従事者の方が設置された捕獲用のわななどは、毎日見回る必要がございます。その見回りを、捕獲を依頼された方など、地域の方が協力していただくことで、負担軽減ということもありますので、そういった体制の整備も必要かと考えます。また、同じく設置した電気柵や防護柵の見守りも重要と考えます。

なお、最新技術、また情報を活用した駆除対策についてですが、現在設楽町では、こうした取組に関しての具体的な計画や考えがないのが正直なところです。先進地の事例を調査するほか、捕獲活動に従事していただいております設楽町猟友会員の御意見も伺って、協力を得ながら、効果的、効率的な駆除対策を検討してまいりたいと考えております。

最後、3つ目です。

生態系の保護という観点から総合的な対策とのことですが、大型獣や小型獣の生息繁殖エリアが人間の生活環境に近くなったことも一つの要因と考えております。一昔前ですと、野焼きすることで、害虫、虫を駆除したり、犬の放し飼いがあることで獣を寄せつけない、そういった行為が今では制限されております。現状、獣が人間の生活関係に近い場所で生息することが容易にできる環境があることが要因と思われます。

それに対する対策として、例えば、山林のスギ、ヒノキをドングリなどの堅果類に樹種変換して、山林奥地で生息できる環境をつくるということが必要かと思いますが、長い時間が要しますので、先ほど答弁いたしました、まずは最新技術活用や情報を活用した駆除対策の検討と、現在の補助制度の維持、もしくは充実を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

2 村松(純) ありがとうございます。今言われていた、見回りの大切さだとかいうところで、先ほど述べさせてもらったセンサーだとかGPSシステムっていうのが、作業の軽減につながってくると思いますので、ぜひ検討をお願いします。

あと、樹種転換の話も出ていましたが、やっぱり里山、住宅の近くのところの整備も、近くに獣が隠れるところがないっていうのは結構対策として有効だというふうな話も聞いてますので、併せて検討をお願いします。

あと、先ほど挙げさせてもらった、1の現状なんですけど、捕獲頭数が増

えてもなかなか被害が減らないというところなんです。前に町長が言われたような気がするんですけど、設楽町だけがやっぱり、捕獲頭数を伸ばしても、やっぱり近隣の市町村も合わせてやっぱり減らしてもらわないと、なかなか効果が出ないのではないかということが言われています。そこで、近隣市町村と、そういう連携——捕獲状況や生息状況などの情報を共有するなんていうことは、この先考えてはないでしょうか。

産業課長 議員おっしゃられるとおり、獣については町村境とかというのは関係ありませんので、近隣の市町村から入ってくる可能性は大いにあると認識しております。それに対しまして、広域連携による有害鳥獣保護活動が大変重要と認識しているところです。

既に、平成16年、新城市、設楽町、東栄町、豊根村とJA愛知東、それから各市町村の猟友会、それと森林組合、そしてジビエ等の利活用業者で構成する、新城・北設広域鳥獣害対策協議会というものが、組織がありまして、そこで、野生鳥獣からの被害防止対策を検討協議しております。

また、国の補助事業であります、町獣害防止総合対策交付金事業の申請に必要となります鳥獣被害防止計画は、この協議会のほうで作成をしているところでもあります。

今年度に、令和8年から10年間の計画の見直しがちょうどありますので、その協議の場で、市町村境の捕獲状況や生息状況の情報共有と話し合いを図っていったらと考えております。

なお、市町村境に加えて、県境——というと長野県等ですが、につきましては、この協議会に愛知県もオブザーバーとして参加しておりますので、相談、要望等をしていきたいと思っております。

参考にですが、捕獲奨励金の額につきましては、イノシシ、ニホンジカについては北設3町村が、今、同額を協力してといいますか、支給をしているところでもあります。

以上です。

2 村松(純) ありがとうございます。ぜひ、まず、生息状況というか、どの辺に。今、捕獲が進んでいるところはやっぱり減ってる、捕獲が進んでないところはやっぱりそのまま増えているっていう状況があると思いますので、状況をまず把握していただきたいと思います。

続きまして、先ほどの2番の問題についてですが。

実働捕獲従事者が増えない理由の一つに、2番で挙げたような捕獲後の処分に困るということが、かなりあると思います。

そこで、まず一つ、国の補助の対象ともなっています、最終処理システムの導入の検討。焼却処分だとか微生物などによる分解処分など、2種類

が大きく分けられてあるのですが、焼却処分のほうはやっぱり、管理者の負担だとか、煙、あとランニングコストがかなりかかるとか、最終焼却灰の二次処理などの問題があるため、やはりこの分解処分のほうがランニングコストが低くて、最終処分品の二次製品といいますかね、出てきたものは、堆肥として使用が可能だということなどから、そっちのほうが現実的だと思われるんですが、そういう最終処分のシステムを導入という検討は考えではないでしょうか。

産業課長 先ほど議員がおっしゃられたとおり、毎年、年間 1,000 頭を超える個体の処分が必要になっているという状況は理解しているところですが、そういった状況から、処分場の整備が必要な状況にあるということは認識をしているところです。ただ、具体的に目標年度等を定めているわけではないので、これからまた検討させていただくんですが、既に、全国各地で設置の事例があるので、手法も様々、先ほど議員おっしゃられたとおり、いろんな方法があるようですので、どれが一番この地域になっているのかということを見極めながら、あと、国の補助メニューも活用しながら、設置場所や管理運営面など、猟友会の意見も聞きながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

2 村松(純) ありがとうございます。かなり高額なものになると思われますので、先ほどの協議会やなんかをうまく利用して、現実的になるとありがたいと思います。

あともう一つ、今年から、さっき言われた、近隣市町村と足並みをそろえて報奨金のほうが下がったと思うんですが、県の補助のほうで、ジビエ利用のほうをされると 2,000 円プラスになるという制度が多分あると思われるんですが、そちらを利用してもらえると。今、豊根さんはそういう事業をやられているんですが、そうした格好で、狩猟者さんの報奨金の減額した分を補填するような格好でという考えはないでしょうか。

産業課長 ジビエ等への活性化とか活用についてですが、議員おっしゃられるとおり、補助メニューの中に、津具地区のジビエの森など、食肉処理加工施設に加工ができるニホンジカを持ち込んだ場合、報奨金を加算できる、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組というメニューがございます。先ほども申しました、新しい年の事業計画の見直しの中で、そういったものをあわせて取り組んでいき、さらなるジビエの販売促進、それから持込みの搬入促進を図っていきたいと思っております。

以上です。

2 村松(純) ありがとうございます。先日からふるさと納税のほうの民間移行、

の方法も行われて、ジビエの森のほうも、ふるさと納税のほうの動きも活発になっていきますので、ぜひ自主財源も、県のほうから来るものですので、ぜひやってもらいたいと思います。

次に3、先ほどの3番のほうで挙げさせてもらったところで、捕獲頭数が増えているが、これ以上予算をつけるのは難しいというところで。前に町長が言っていた、県のほうの当初予算が甘かったのだから、予算増を訴えてくる必要があるのではないかと言われたのですが、その辺の考えはどうでしょうか。

町長 私、以前からそういう思いを持っておりましたので、今、4月に、農林水産事務所長さん、変わられましたけれども、前の所長さんの頃から、県の当初の捕獲の見込みが甘かったので、うち1,400近く獲っても減っていく状況にないので、これからはぜひ県で上乗せを考えていただきたいということで、今、2代続けてお願いをしておるところであります。

で、今年議員の皆さんと総合要望ということで、県のほうに要望しますが、そのことも載せてやるつもりです。県のほうからは、前向きな検討をするというお話は頂いておりますので。ただ、県、予算的に厳しいので簡単にできるかと言われるとちょっと心配なところがありますけれども、北設3町村であわせて同じ要望をしましょうということで、同じ要望を3町村ですることとしております。

もう一つ、県に言っているのは、先ほど議員も言われてましたけども、もうこれは新城以北で総合的に体制をきちんととって、捕獲奨励金であったりということを考えていくときに来ているので、その音頭取りを県のほうでやっていただいて、例えば奨励金はどこで獲っても同じであるとかということにしないと、なかなか総体的に減っていかないというところがあると思っていますので、お願いもしているところです。

ですが、おかげさまでというとおかしいですが、私ども設楽町の猟友会の方って本当に若い方がたくさんみえて、先進的に取っていただいているんですが、よその状況を聞くと、こんなに若い方のいる猟友会ないということです。ですので、同じにして、例えば同じように活動ができて同じように捕獲ができるのかと言われると、その辺もなかなか不透明な部分がありますので、それはそれぞれの市町の中で、また、あわせて一緒に獲っていくんだという思いを強くするような取組が必要だと思っておりますので、これからそういうことには取り組んでまいりたいというふうに思っております。

2 村松(純) ありがとうございます。ぜひ、広域的にやっていただけるとありがたいと思います。

最後に、そこ全体的に関わることなんですが、今、猟友会のほうが町外の方の捕獲従事者を募ってしまっというか、近隣の市町村ではないのですが、設楽町は応援としてほかの市町から応援で、全然在住じゃない方が有害駆除をされているという現状があります。中には実働もない方も見られると思われるんですが、こちらを一度白紙に戻して、現状これ以上増やさないという約束もあったと思うんですが。一回、募集し直しませんかという案です。

その募集の際には県の奨励金の 7,000 円のみで、なおかつ、現行の 2 割商品券というのあわせて、7,000 円のうちの 2,000 円程度は設楽町の商品券でというような条件でも、再度登録していただけるような方はということで募集し直すという方法が考えられないかなと。

私に関わっている、よそから入ってきてくれている方は、もう本当にボランティアでもいいという方ばかりが実際のところはみえるんですけども。そうすると、今、現状で町外の方に、先ほどの奨励金 600 万ほど予算が、単純にですけど流れていると、町外に流れているという思われるんですが、県のやつだけにすると、600 万円が支出が単純にですけど浮いてくると。そうすると、さっき言っていた高額機器の補助だとか、被害防止対策への補助が可能になるんじゃないかと思われるんですが、こういった考えは、猟友会の方と一度話し合っていたらという考えはないでしょうか。

産業課長 捕獲従事者の件ですが、先ほど言われたとおり、現在 140 名の方に有害捕獲従事者、捕獲許可証を発行させていただいております。そのうち設楽町の猟友会員は 100 名、そのうち町内の方が 60 名、町外の方が 40 名、猟友会に所属していない方が 40 名ほどいらっしゃいます。登録につきましては御本人の意向だったり状況だったりってところがあるので、なかなか見直しにはちょっと慎重に取り組まないといけないかなという状況にあると考えております。より多くの方が従事できる環境があれば、より多くのものを駆除できると考えられるので、一度見直しとかというのは積極的には考えていない状況に今あります。

また、報奨金につきましてや、国事業の報奨金については、事業の性質上、あくまで捕獲活動費という名目で交付がされております。なので、町外の従事者の方のみ町の商品券とすることは、現状では難しいと考えております。町単独事業の報奨金につきましては、その 8 割を口座に振り込み、残り 2 割分を商品券で交付させていただいております。こちらも町内、町外の従事者ごとに区別することは、ただいま考えておりませんが、議員御提案のとおり、全体で商品券の割合を引き上げるということで、町内消費につながることもありますから、今後また猟友会さんと御相談させていただ

だいて検討できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2 村松(純) ありがとうございます。やはり町内におられる方の捕獲意欲だとか、捕獲従事者の方を増やすというほうに力をぜひ入れていただきたい。今、町内に残って獲っていただけている方に重きを置いてほしいなということで。実際、町外の方の捕獲で何か問題とかそういうことは起きてないんでしょうか。

産業課長 産業課に来て、これで2か月ちょっとたったところですが、今のところ、具体的に課題ということは聞いてはいません。

2 村松(純) たしか、不確かな話もいろいろ耳には入ってきますので、ぜひ一度猟友会の方と話をさせていただいて、この町外の捕獲従事者の方に対する対応というものを一度考えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長 これで2 番村松純次君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、2 時 40 分まで休憩といたします。

休憩 午後 2 時 26 分

再開 午後 2 時 40 分

議長 休憩に引き続き、会議を開きます。

次に、4 番七原剛君の質問を許します。

4 七原 4 番、七原剛です。議長のお許しを頂きましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

最初の質問は町営住宅の家賃に関してです。

現在、設楽町には町営住宅として普通住宅が 6 か所、特別住宅が 5 か所、特定公共賃貸住宅が 3 か所設置されております。

この中で、特定公共賃貸住宅につきましては、中堅所得者向けに提供される良質な賃貸住宅と理解されており、家賃設定も、普通住宅、特別住宅に比べ高額となっております。

近年、65 歳以上の人口が 50 パーセントを超える現在の設楽町の状況を踏まえ、町営住宅の中では比較的低所得者層に配慮されている普通住宅と特別住宅の家賃に関して質問をさせていただきます。

1 つ目、普通住宅と特別住宅では、設置の目的、家賃体系等ではどのような違いがあるのかをお示しく下さい。

以上をもって、1 回目の質問とし、以降、席を移らせていただきます。

[七原剛議員質問席へ移動]

建設課長 普通住宅と特別住宅では、設置の目的、家賃体系の違いをお答えします。

普通住宅と特別住宅は、どちらも低所得者の住宅不足を緩和することを目的として設置をしております。

家賃体系につきましては、普通住宅が入居者の所得により決定するものに対し、特別住宅は固定家賃としています。

特別住宅は、家賃が固定されていることで入居者の方の収入の変動に係なく生活設計がしやすくなり、生活の安定性が高まるといった利点がございます。

以上です。

4 七原 家賃体系等の確認をさせていただきました。これについて再質問させていただきます。

ただいまの説明だと、普通住宅、特別住宅の家賃等につきましては、町営住宅の管理規則のほう、こちらに、特に特別住宅に関しては谷下団地、平山団地等々は1万9,000から始まって2万円と載っております。この家賃の決定の根拠は何かということをお示してください。

建設課長 普通住宅の家賃は、公営住宅法施行令第2条に定められております家賃算定基準基礎額をもとに、各住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数、利便性を考慮した後、入居者の所得に応じた家賃を決定しております。特別住宅の家賃につきましては、普通住宅と同様に、各住宅の階層別の家賃を定めた後、国が示す本来階層の所得金額以下の家賃額を平均し、近傍同種の住宅家賃と均衡が失われないよう決定しております。

以上です。

4 七原 家賃決定に関しまして確認をさせていただきました。

それでは、2つ目の質問に移らせてもらいます。

特別住宅における65歳以上の世帯、65歳以上のみの世帯っていうんですね、高齢者の方の世帯っていうのは、この特別住宅の中で割合というのはどの程度になっているんでしょうか。

建設課長 ただいま、特別住宅には20世帯の方が入居しておられます。65歳以上の世帯は10世帯で、割合は50%となっております。

以上です。

4 七原 くしくも65歳以上の世帯が現在の設楽町の高齢者の世帯と似た割合ということで、50%というところを確認させていただきました。

それでは、3つ目の質問に移らせてもらいます。

今お聞きしたところに関しまして、特別住宅に入居している65歳以上の

方で、年収が年金のみという世帯になっちゃうと、例えば、谷下団地、これ月額1万9,000円というふうになっています。一方で、普通住宅なんかだと、例えば、大西のBなんていうと、同じく大体間取りが2DKで一緒、築年数は平成22年ですから新しいんですけども、あそこは、基準の最低金額が1万6,500円ということで、年をとって年金暮らしになってみたら、後からできた大西のほうの家賃が安いという、こういう逆転現象が起こっちゃうんですね。こういうことになるということがあっていいんだろうかというところも思いまして、私としては、65歳以上で収入が年金だけになっちゃった、そういう世帯に限って、この特別住宅に入居されている方々も家賃を普通住宅と同じ扱い、収入に応じた扱い、そういうところに移行させてはいかがと思うんですが、その辺いかがでしょう。

建設課長 家賃は、使用料であり、住宅ごとに設定されるものです。65歳以上で、年金のみの世帯に限るといった家賃設定は、高齢者の居住支援を強化する上で意義があるとは思いますが、福祉的措置の検討が必要と考えます。建設課としては、普通住宅が各住宅とも経年、長い年数たっておりますので、家賃を見直すことが必要であるとは考えております。また、現在、特別住宅の家賃についてお悩みの入居者の方については、普通住宅を御紹介するなど対応していきたいとは思っております。

以上です。

4七原 今、家賃のほう、見直していただける——どういった形になるかちょっとわからないのですが、そういう機会にさせていただけるといふ若干前向きなお答えを頂きました。ぜひとも、その辺はお願いしたいと思うわけですが。

今の御答弁に対してちょっと再質問させていただきますけども、今、特別住宅に入ってみえる方で家賃等にお困りというか、問題ある方ということだったのですが、今おっしゃった移転の紹介というのは、入居者から問合せがなくても、この世帯、高齢者だけになっちゃって、年金生活になっちゃったな、家賃がちょっと逆転しちゃっているなということが分かれば、建設課のほうから能動的に入居者のほうに話を持っていていただけるのか、あくまで問合せがあったらということなのか、それはどちらになるのでしょうか。

建設課長 移転の紹介は、問合せをいただいた入居者の方への対応と考えております。ただ、対象となる入居者の方へは通知による周知を検討いたします。

以上です。

4七原 はい。ぜひ、このところは検討をした上で実施していただければと。

状態を、役場のほうで把握できているのであれば、こういうことをやります、こういう対応ができます、いかがですか、ということを周知していたほしいのではないかなというふうに思います。

それでは、もう一つ再質問という形になるんですが。

こういう、高齢者、65歳以上の年金生活者というか、そういうことになっちゃいますと、引っ越し費用というのもばかにならないというふうになっちゃうわけですね。特に収入少なくて、家賃状態が逆転しちゃっているなんていう形になると、余計にこの引っ越しの費用をどうしようっていうことになっちゃうと思うんですけども。そういった引っ越しの費用も補助を行うというふうなお考えはありますでしょうか。

建設課長 私的な理由の転居であるということがありますので、補助はございません。また、転居手続きにつきましても、条例、規則に沿って進めていくことになります。

以上です。

4 七原 私的な引っ越しだからということなんですけど、ちょっと、ほかの市町の状況まで調べていないので何とも言えないんですけども、全額ではないにしても、例えば、限度額を設けて、2分の1なり3分の1補助とか、そういったような形のやり方も、あるのかなというふうな気もいたします。

それはそれとしまして、もう一つ、再質問ということで。

例えば、今、例に出ささせていただきました、大西住宅のBであるとか杉平南のAであるとか、そういったところで、こちらに行かれたらどうですかと案内をしようと思うんですけども、実際そんなことはないとはないかもしれませんが、満室だと、そっちが。で、この人たちはもう特別住宅にいていただくしかないというふうな状態、そういったときはこれ、どういった対応になるのでしょうか。

建設課長 そういった場合は、希望者の状況を把握して、空きが出たら紹介するなど、対応を検討します。

以上です。

4 七原 空きが出たら引っ越しどうですか、ということもあるんですが、その状態がなかなか見えないということがあったら、是非ともその段階で、モラトリアム的な状態のところを、家賃を、こちらの普通住宅に合わせていただくとか、そういったような対応がいただければ、お年寄りにも優しいんじゃないかなというふうに思いますが、またそれも検討していただければと思います。

それでは、先ほどの答弁にもいただきましたが、最後ですけども、家賃の見直しの時期ですね、これは、いつ頃を予定していますでしょうか。

建設課長 令和8年4月からを予定しております。

4 七原 令和8年4月から家賃を見直していただけると。そのような予定でこ
と進めていただくということも確認させていただきました。どうしても高
齢者の割合が増えていきますので、町営住宅においても、今の場合での話
でも分かるように、設楽町の高齢化率と同じように高齢化率が進んでいっ
てしまうと。そうなったときに、なかなか公平感が持てないような家賃体
系になってしまうということが非常に残念な状態になってしまうと思いま
すので、その辺留意して、新しい家賃体系をつくっていただければという
ふうに思います。

滑らかな御答弁ありがとうございます。

そして、2つ目の質問に移らせていただきます。

続きまして、設楽町の高齢者の介護状況について伺います。

先ほど、午後一番に田中議員のほうからの質問もありましたので、答弁
がかぶるような場合は割愛していただいて結構です。

ちょっとだけ言わせていただきますと、将来的な介護人材の不足が我が
国の重要な課題の一つとなっております。

厚労省の推計では、愛知県において令和8年度では、約1万8,000人の
不足、令和22年度では、約3万4,000人が不足すると予想されています。

また、国全体の近年の傾向として、要介護、要支援認定者数は右肩上が
りで増加しているにもかかわらず、介護職員数は頭打ちであり、設楽町
のような過疎地に必要な訪問介護職員は、平成30年の55万人をピークに緩
やかに減少しており、令和5年度では53.8万人となっております。

一方で、東三河広域連合では、第9期の介護保険事業計画の重点項目と
して、中山間地域における居宅サービスの確保・拡充、中山間地域の介護
人材確保対策を挙げております。

過疎地における人口減少という点も考慮しなければいけないと思うん
ですが、設楽町における現状について質問をさせていただきます。

1つ目。設楽町におけるヘルパーの人数とヘルパー利用者の人数は、ど
のようになっているのでしょうか。また、ヘルパーの人数は、法令に適合
していますでしょうか、というところの回答は、先ほど頂きました。田中
議員のところ頂きましたので、それについて再質問をさせていただきます。

そのときの答弁の中で、サービス内容の調整という言葉があったと思う
んですね。サービス内容の調整ということですけども、これは、サービスの
質が低下しているということにはなっていないのでしょうか。

町民課長 確かに、調整することによって、例えば週2回受けていた方が1回
にはなっているんですが、これも質を低下させないためのものであり、そ

のように努めているというふうに事業所のほうでは伺っておりますし、その状態であると認識しております。

以上です。

4 七原 要は、以前は週 2 回通っていたところが、人数が少ないから、週 1 回しか行けないとか、そういうことになってしまう。二、三時間かけていろいろ介護していたところが、今日はもう 2 軒行かなきゃならないから 1 時間しかいられないとか。そういうことになってしまうと、質が低下している。同じ介護保険料を払っているにもかかわらず、サービスが悪くなっていると。そういうことになっていると、ちょっといけないかなということも感じましたので確認をさせていただきました。

続いて、訪問介護と並んで設楽町の介護政策に不可欠なものが通所介護ということになるんですが、通所介護の現状というのはどのようなものになってますでしょうか。

町民課長 昨年度末に、デイサービス名倉が閉所となっております。

4 七原 名倉で、閉所になっているということなんですが、名倉地区のデイサービスを利用していた方っていうのは何名程度でしょうか。それから、名倉のデイサービスが閉められちゃったんですから、その方々ってのは、現在どういう状態になっているのでしょうか。

町民課長 これは社会福祉協議会等にいろいろ調べた情報だと、大体 20 名程度だそうです。その方については、デイサービス名倉が閉所になったことによりまして、町内の他の通所介護サービス、やっております。例えばデイサービスしたら、やすらぎの里ですとか、田峯あるいは偕楽園、そういったところのほか、近隣の市のほうに移す形で、ケアマネが再手配する形でサービスを継続していると。中には、もうサービス自体を、ちょっと遠くなるなら行かないよって言ってやめられた方もいるそうです。

4 七原 今の、近隣の市町っていうのは、具体的には豊田か新城ということになると思うんですけども、それ、どちらでしょう。

町民課長 今回のデイサービス名倉の状況でいきますと、新城市というふうに聞いております。

4 七原 名倉から新城といっても多分、海老の向こうの、名前できませんけど、だと思っんですけども。どう考えても、片道 40 分か 45 分ぐらいはかかりそうなので、デイサービスに行くのに 1 日 1 時間半、車の中に乗っているっていうのも、果たして健康にいいものかどうなのかっていうところも、考えてしまいますが。こういった現状っていうのは、ちょっと、幾ら何でも名倉から新城まで、迎えに行くからいいよって言われればそうですが、ちょっとおかしいことになっているんじゃないかなというふうに感じます。

また後で、ほかのところで、次の質問でもまたさせていただきますので、この質問はこれで切上げさせていただきます。

デイサービス名倉の、閉所になったのですが、閉所の理由っていうのは、利用者が減ってきたということなのか、それから経営母体自体が、ちょっと経営が思わしくなくなって縮小したということなのか、どちらなのでしょう。

町民課長 その辺りの事情を聞いてみますと、利用者数の減少だというふうに伺っております。

4 七原 利用者数の減少とおっしゃっても、20 名程度見えたということなんです。それで、考えますに、名倉地区のデイサービス事業というところで、20 名っていう、需要と供給という、1 か所しか供給施設がないわけですが、そういう需給のバランスから見ても、競争が起きているということは、これはあり得ない、1 か所しかなかったら。ということは、やっぱり利用者減っているって言うても、確かあそこはデイサービスで働いてみえる方、3 人ぐらいだったと思うんですよね。御一人は、八橋の、私の大分上の名倉に嫁がれた先輩の女性の方ですけど、そういったところで、思うに利用者もちょっと減少傾向なんだけども、スタッフもいないしな、というところが理由として挙げられるんじゃないかなというふうにちょっと感じます。やはりどこも人材不足ということありますので、そちらでもやっぱりそういうことがあったんじゃないかなというふうに感じます。

では、2 つ目の質問です。

1 つ目の質問で、設楽町内のホームヘルパーの状況というのは、伺ったんですが、これ、近隣の東栄町、豊根村と比べて、この設楽町のホームヘルパーさんの状況というのはどの程度のものでしょうか。

町民課長 先ほどの田中議員の御質問とダブる部分もありますが、お許ください。

まず、東栄町ですけども、訪問介護事業については社会福祉協議会が事業所を持つのではなく、町から社会福祉協議会へ直接委託する形で運営しております。ホームヘルパーにつきましては、常勤の正規職員 1 名、非常勤のパートタイマー 4 名という体制でやっております。

こちらの東栄町の訪問介護事業につきましては、人材が限られておりますので、基準該当サービスという、通常の人員基準より少しちょっと低いサービス基準に該当させて登録することで人的基準を満たす形で運営しております。また、先ほども申し上げましたとおり、介護職員処遇改善加算という、給与を増やすための制度でホームヘルパーの待遇改善に努めているという話でございます。

あと、豊根村さんも設楽町同様に社会福祉協議会が訪問介護事業所を運営しております。ホームヘルパーは常勤の正規職員が2名、常勤の会計年度任用職員1名、非常勤のパートタイマー4名。こちら、設楽町と変わらないような状況でありまして、今後人員基準に該当する資格を有する方々がやめられるとなると、場合によっては東栄町と同じ基準該当サービス、もしくはさらにその下の、離島等相当サービスという、さらに基準が低く、場合によっては介護報酬が下がるような事業所への登録にすることによって、何とかサービスを維持するといった状況にあるそうです。

以上です。

- 4 七原 それでは、実際、先ほども田中議員の答弁もありますように、東栄町のさんが活用している処遇改善加算制度、これってというのは、先ほどの説明で設楽町もホームヘルパーさん、常勤、非常勤、みえるということでしたが、これ、常勤、非常勤、関係なく適用されるものなのかということと、また東栄町さんにおいてその効果ってというのはあらわれているのか、今のところどうでしょう。

町民課長 東栄町に確認して、すいません、制度自体は適用されております。パートタイマー、正規関係なく。ただ、この加算制度自体は、現状スタッフの待遇改善を一つの目的としておりまして、これによって、例えば人材がプラスアルファで確保できたとか、そこまでは至ってないそうです。

以上です。

- 4 七原 ホームヘルパーさんの待遇改善というところでこの制度を利用しているという点は、なかなか見習うべき点があるんじゃないかなというふうに思います。特に、この6月まで社協さんの評議員のほうやらせていただいておりますので、余計にそのようなことは感じますね。

そうしたら、大きな3つ目の質問に移らせてもらいます。

設楽町におけるヘルパーの人材難を打開する方法は講じられているのでしょうかということで質問を出させてもらいましたが、これについても、先ほど田中議員のほうの答弁でおおむね頂きましたので、再質問という形でちょっと聞かせていただきたいと思います。

設楽町社会福祉協議会さん、給与体系です。こちらってというのはどのようなものになっていますでしょうか。

町民課長 パートタイマーを除きましては、役場の給与報酬体系に倣っております。改定は、したがって人事院勧告に合わせている状況です。パートタイマーの規則給与規則で定めて最低賃金もクリアしているのですが、定期的な昇給は行っておらず、昇給には、町からの補助金の関係もあって上げる場合にはいろいろ町との調整も必要となるというのが現状でございます。

4 七原 お値打ちなんですよ、ホームヘルパーさんの給料って。そこでちょっとお聞きしたいんですけど、社協さんにも事務所にみえる事務方っていうのかな、事務職員の方と、介護職員のフルタイムの正規職員の方みえると思うんですけども、同じ正規の職員なんだけど、事務職とホームヘルパー職と給与体系っていうのは同じなのか、そこにも差があるのか、どちらでしょう。

町民課長 本当に単純に分けますと、パートタイマー以外は、事務職といいましてもほとんどの方がケアマネだとか、資格持ちながら兼ねながらやっておりますので、パートタイマー以外は、体系的には町に倣っているということで、大きく言い方をすれば一緒ということになります。

4 七原 正規の介護職員さんが2名でした……1名でしたか。2名ですよ。ほかは、基本的には会計年度任用職員でパートタイマーさんということになっちゃうんですけども。やはり、その辺、現場の人を大事にしないと、それはいつまでたっても人材不足なんていうことは解決しないということになるんですね。先日も社協さんの評議会のときにもあれだったんですけど、一生懸命自分たちの昇給理由を言うわけですよ。あそこが……なんだっけ、そうそう人事院勧告。一生懸命、人事院勧告、人事院勧告って言うもんですからね、人事院勧告は国家公務員の給料を参考に言うだけであって、あんたたちは関係ないだろう、処罰も何もないだろうって言ったぐらいなんですけども。彼らの言い分まともに受けると、それは例えば、例えばですけど、中日ドラゴンズなんて球団ありますけど、あそこ、中日新聞社の子会社で、中日ドラゴンズの選手っていうのは、そこと契約してる現場で頑張る人たちなんですよ。この言い方でいくと、中日球団の選手が、球団職員あるいは親会社の中日新聞社の社員の給料を超えるなんてことはまかりならんと言っとるようなもので、一体、何を考えているのか、私には、この社会福祉協議会というところの性質がよく分からないんですね。恐らく、昔、山本七平さんという、もう亡くなられた評論家の方がみえますけど、その人が、「日本の組織は公転をやめて自転を始めてしまう」という有名なせりふ吐きましたけども、本来は、高齢者のための、その周りを公転しなければいけないという社協という、そういう組織が、自分たちの給料を確保するために年寄りを利用して、ヘルパーもちょっと雇って、定年までようやって自転を始めちゃっとるだけだと思うんですよ。これ、はっきり言えば、組織として限界を迎えているということだと思うんですね。

1 個確認しますが、例えばこの社協さんのほうから、依田課長、課長になってまだ少ないんで、ちょっと短いので分からないんですけど、このヘルパーの給与昇給したいんですけど、何かいい方法ないかというような相

談が役場のほうにありましたでしょうか。

町民課長 正直言いますと、ありません。

4 七原 そうした場合、設楽町のほうから社会福祉協議会に対して、ホームヘルパーの待遇改善に向けた指導ということを、これはしていてもしかなるべきじゃないかなというふうに考えますが、その辺どうお考えでしょう。

町長 給与体系というのは、これ公務員という世界にありますので、きちんと定められております。私も民間の出身ですので、おかしいなと思うことは多々ありますが、多々ありますが変えられないのもこれ事実です。ですので、そのルールに従ってやっていくということです。例えば、ヘルパーさんが少ないので、今非常事態なのでヘルパーさんの給料を上げたらどうだという声があります。一方で、保育士さんも保育士が足りないで、今、非常事態だろう、保育士の給料を上げて雇ったらどうだという声も確かにあります。そういう例でいくと、例えば役場も職員足りません。非常事態なので、それで役場の職員給料を上げて雇うのかということと同じです。この給与体系の中で、国としてもどうしていくのかということを考えていただくことも必要です。私どももできることはやっていくというところであります。

4 七原 確認しましたところ、人事院勧告ということ、制度を用いているという以外は、ヘルパーさんの、特にパートタイマーの方については社協独自の判断で給与を決めているという、そういう答弁で社協さんのほうに頂いたものですから、だったらもうちょっと考えなきゃいけないんじゃないのということを社協さんのほうに申し述べたということがあります。

それでは、今のことに對して、また再質問になるんですけども、先ほどの件、デイサービス名倉が閉鎖になったっていうのがありましたが、このことについて、広域連合のほうと何かしらの話し合いはしているのか。何でかという、さっき、名倉から新城まで通われている、通所している方もみえるっていう。それ幾ら何でもちょっとおかしいことだと思いますので、話し合いをしているのか、またもう何か具体的な対策を既にこういうことで考えてますよ、講じていますよというのがあれば、ちょっと教えてください。

町民課長 今回、デイサービスの件、事業所の閉所の件と、議員のほうからお伺いいただいたんですけども、デイサービスに限らず、郡内事業所においては、事業統合など、地域における福祉サービスの現状というのはかなり厳しさを増しているのは、先ほどの田中議員の御質問にもお答えさせていただきました。

実際、年度当初開催された東三河広域連合の介護保険担当課長会議でも、

構成市町村から、そのときは訪問介護事業所の話だったんですけども、報酬改定による経営難を懸念する声が聞かれたのは確かです。

こうした状況下の中、先ほどの御質問と同じような対策になってしまうんですが、東三河広域連合では、中山間地域における介護サービス供給量の維持を図るため、先ほど田中議員の御質問にも御説明した、中山間地域居宅サービス運営資金制度、こちらのほうの、令和6年度には対象事業所を拡大したり、令和7年度には、算定基準単価を上げたりしております。

また、一時的に人員基準を満たせないことでサービスができなくなることを回避するため、先ほど離島等相当サービスを適用できるようになりましたというお話でした。まだ、実際登録になったような事業所はないんですが、こういったところは、実は、特に深刻な豊根村さんとか、山村町村、山間部の町村が広域連合と相談しながら実現にこぎ着けております。

そういった、常日頃話合いをしながら、本当は町独自も何かをしていかなければいけないと思うんですが、今、保険者が広域連合ということもありまして、そういった対策は講じているといったところであります。

以上です。

4 七原 よく分かりました。広域連合も、3月まで広域連合の議員もやらせていただいておりますので、そちらのほうもいろんな話を伺ったんですけども、第9期の重点目標ってということで、やっぱり介護人材の確保と定着とか、あと、この北部圏域と呼ばれているこの北設楽郡、あとは、北部圏域の中でも中山間地と呼ばれるのは旧南設楽郡ですよ。旧鳳来町作手村と旧北設楽郡、旧稲武町除くということなんですけども。そこを指しているんですけども、そちらについては広域連合のほうもやっぱり、介護事業所についての支援のほうも増額しますよということでしたしかやってくれています。人材確保についても、やはり広域連合のほうで初任者研修まで受けてから現地に投入しますというようなこともやってくれていて、それはそれで、そういうことで協力はしますよという体制になってるんですね。で、どうなるかっていうと、結局のところ現地人が足りないから、いろんなことを言われてもできないということになっていっちゃうんだと思うんです。

で、1つ提案なんですけども、介護人材の確保ということに関して、特定地域づくり事業協同組合、特地ですね、とか、地域おこし協力隊といった制度の利活用という、これは考えられないでしょうか。

町民課長 特定地域づくり事業協同組合や協力隊を所管する企画ダム対策課に制度のことを確認した上で、現時点での町民課としての見解といいますか考えをお答えします。

特定地域づくり事業協同組合につきましては、訪問介護事業所が会員になることで確かに利活用が可能となっております。ただ、それが実際確保につながるかどうかはちょっと何とも言えないところありますが。

また、地域おこし協力隊制度の利活用も事例は非常に少ないんですが身請けられます。参考までに、地域おこし協力隊制度を活用してホームヘルパーを募集していた自治体がありましたので、確認しました。ただ、この自治体は、訪問介護を保健福祉センターが所管して、本当に直営でやっているような自治体です。聞いてみましたところ、結果としては問合せはなく、採用もなかったということでした。その他も若干調べて、いろいろな自治体、こういった訪問介護といいますか福祉の用に使ってる自治体の事例をちょっと見ておきますと、制度で確保した人材を人員基準のうちに当てはまることのできるのかですとか、あるいは、他の制度に基づく活動が、訪問介護事業の現場の課題とうまくマッチングできるのか、実際、要綱を見てみると、単なるホームヘルパーじゃなくて、いろんな多岐にわたる事業活動なりが課せられているようなのも見られました。あと、ホームヘルパーとの待遇ですね、このあたり、実際、募集をやってみた自治体に聞いてみると、そういったホームヘルパーの待遇に関する調整など、こういったクリアすべき課題が多かったというのが、せっかく議員の御提案もありまして、以前お話聞いたときにあったものですから、ちょっと調べてみてみたところ、そんな感じでした。

ただ、こういった制度も使うのも重要だと思うんですが、こういった制度に限らず、本当に現場に即した形で人材確保に向けて有効な施策を、今後も東三河広域連合、郡内町村とも進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

4 七原 大体こういう提案すると、できない理由がつつらつつら出てくるのは世の常なんですけども。過去というか、現在この総務省のホームページを見ても、今年度に入ってからこういうことで介護人材を募集している、地域おこし協力隊として募集しているところもあります。やっぱり、北海道が多いんですけども、北海道の音威子府村とか、乙部町とか礼文町なんていうところは、これ全部、勤務先、社協さん。ですから、何らかの解決策はもうあって、総務省もオーケーっていうことで募集しているんですよね。

礼文町の地域おこし協力隊の募集を見るとすごいですよ。もう 1 番、在宅介護サービスの実施、訪問介護及び居宅介護事業のサポートってことになっています。思いつ切り訪問介護をうたっていますので。もう、やはり困っているところはみんな困っているんですよね。そこで、職員じゃなくて社協に勤めてもらうというところで、多分総務省のほうともいろいろ調

整しているんだと思うんですけども。で、こうやって募集をしていると。もっともこれで募集して応募があるかどうかちょっと分からないですよ、私は。そこら辺はちょっとまだ分からないですけども、こういうふうにはチャレンジしているところがあるんだったら、我が町もチャレンジしてもいいんじゃないかなというふうに思います。もともと、地域おこし協力隊というのは地域の課題解決ということも大きな目的の一つでしょうから、そういうところに行くべきです。

特地に関しては、総務省のリーフレットを見てもらおうと、思いっきり介護で働いてくれって書いてあります。働き方の1例として、通年午前中は介護で働いて、午後からいろんなところに行って、こういう働き方ありだということであってぐらいいすから。やはり、人の足りないところはこういう制度を使う、あるいはこういう制度を使うほうに行政が話を持っていくということも大事なんじゃないかなと。人が足りない、足りないって言って会議ばかりやっても、結局会議はやったけど人は集まりませんでしたという結論が出るだけですので、まずは動いていただくということが肝心ではないかというように思います。

ちょっと時間も来てしまいますので、最後に、町長に、こういった設楽町の高齢者施策の今後について思うところがあれば一言お願いしたいなと思います。

町長 高齢者の施策だけでなく、様々な問題がある町ですので、子育て支援もそうですが、高齢者の福祉についても、時代の変化とともに在り方がやっぱり変わっていかなくてはならないときが来てるんだと思います。新たに制度をつくるのではなくて、あるものを少し形を変えるなりやめて、新たなものにするなりという取組をしていくときが来ているとは思っています。ただただ、新しく補助制度をつくるということではなく、やめるものはやめる、形を変えるものは変えるという中でこれから取り組んでいきたいなというふうに思っております。

4 七原 町長のお言葉も頂きましたので、ちょっと私は思うところを最後1つだけ述べさせていただくと、私は、もう各種問題、皆さんいろんな問題を取り上げて一般質問させていますし、カウンターのほうでいろんな問合せもされていると思うんですけども、結局最後行き着くところ、人がいないのとお金がないんですよ。もう、人はいないしお金もないということになっちゃったら、私はもうここまで来ちゃったら、もう次の町村合併ということを考える時期に来ているんだと思います。北設で一緒になっても先は見えて仕方ないですから、どこの町とは言いませんけど、世界一の自動車メーカーが、本社がある大きな町と、もうにっちもさっちもいなくなる

前に合併の話を準備していただいて、そういうところで豊かな老後の施策を受けるという、そっちのほうにもう話を持っていったほうが現実的ではないかなというふうに私は思います。そういう考えする人間もいるということをお披露申し上げまして、私の質問を終わります。

議長 これで、4番七原剛君の質問を終わります。

以上で、本日の「一般質問」は終了いたしました。

議長 次に、日程第6、報告第2号「令和6年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から、日程第8、報告第4号「令和6年度設楽町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書について」までを一括して議題とします。

本件について、趣旨の説明をお願いいたします。

副町長 それでは、報告第2号「令和6年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から、報告第4号「令和6年度設楽町下水道事業会計予算繰越計算書について」までの3件を、一括で説明させていただきます。

令和6年度の一般会計補正予算に計上した繰越明許費につきましては、別紙31ページの繰越明許費繰越計算書のとおり、一部の事業を除き、翌年度へ繰越しをしましたので、一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

また、簡易水道と下水道の2つの事業会計の簡易水道及び下水道事業会計予算繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会へ報告するものであります。

最初に、報告第2号「令和6年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を説明しますので、31ページを御覧ください。

この計算書最上段の、非常用発電装置更新事業以下の14事業につきましては、数回の補正予算に計上した繰越明許費上限額、8億1,225万5,508円に対し、総額3億2,437万6,000円を令和7年度に繰り越して執行するものであります。

昨年度6月定例会に1件、12月定例会に1件、3月定例会に12件、合計14件の繰越明許費を承認していただきましたが、3件については年度内完了が出来ましたので、本日は、11件について説明をします。ちなみに、年度内完了できた事業につきましては、3番目の防災複合盤取替修繕事業（津具保育園）と、4番目の新城北設ごみ処理広域化施設整備事業、及び、7番目の下請共同作業所取壊事業の3事業であります。

それでは、31 ページの繰越明許費計算書の 11 件について説明をします。
説明は、繰越計算書の表の左側に少し数字が小さいですが番号を付けてありますので、この番号で説明していきますのでよろしくお願いします。

1 番目の非常用発電装置更新事業は、昨年 8 月 5 日の落雷で損傷した非常用自家発電装置の新規更新に時間を要し、繰越しを行いましたが、本年度 9 月末の完了予定で今、進めているところであります。

2 番目の、令和 6 年度住民税非課税世帯支援給付金及び子ども加算給付金支給事業は、令和 6 年度国の補正予算で措置された給付金の支給について、支払い情報の確認に日数を要し、一部年度内に支払いが完了できないため、繰越しを行いましたが、8 月末の完了予定で現在進めております。

3 番目と 4 番目の事業につきましては、先ほど言ったように年度内に事業を完了しております。

5 番目の、下水道事業会計の繰出金と 11 番目の水道事業の繰出金は企業会計となりましたが、繰出金につきましては、下水道事業会計——農集排、公共事業分 2 件を合わせて 1 億 2,013 万 2,000 円を繰り越して進めております。

6 番目の、プレミアム付商品券事業は、令和 6 年度の国の補正予算で措置された、物価高騰支援交付金を活用して、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を引き続き支援する経済対策としてプレミアム付き商品券を発行しておりますけれども、商品券の発行事務や、町民等への周知準備に期間を要するため繰越しを行いましたが、8 月販売予定で進めているところであります。

尚、行政報告で町長から説明がありました、交付金の追加が先週ありましたので、このプレミアム付商品券に追加することにつきましては、本定例会最終日に、追加で補正予算を計上させていただきますので、よろしくお願いいたします。

7 番目の、下請共同作業所取壊事業は年度内に完了しております。

町道の改良、補修関係は、8 番目の町道愛酪稲生線の維持修繕と、9 番目の橋りょう補修事業として名倉大橋と愛酪橋、10 番目の散策路整備事業として町道平野清崎線の道路設計委託、合計、7,234 万 7,000 円を繰り越して、いずれの事業も早期に完了できるように進めております。

12 番目の、防災行政無線（移動系）復旧事業は、昨年 8 月 5 日の落雷で防災行政無線（移動系）のバックアップ機器が損傷し、年度内に機器の入替えは完了しましたが、通信局への無線変更申請に 2 か月ほど時間を要するため繰越しを行いましたが、6 月末、間もなくですが、完了予定で進めております。

13 番目の、消防車両購入事業は、津具分団のポンプ車両の更新を進めていますが、ベースとなる車両の納品が遅れたため、繰り越して特殊艀装の作業を進めております。今年度末の納入予定で現在進めております。

14 番目の、学校給食センター（仮称）基本設計及び実施設計事業は、入札方法を、公開型プロポーザル方式に変更したため、業者選定までに応募やプレゼンテーションに時間を要し、繰越しを行いましたが、10 月末の完了予定で現在進めております。

各事業ごとの事業費、翌年度繰越額及び当該財源内訳につきましては、記載のとおりであります。いずれの事業も、早期事業効果が発揮できるように早期の完了に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、報告第 3 号「令和 6 年度設楽町簡易水道事業会計予算繰越計算書について」を説明しますので、33 ページを御覧ください。

35 ページに記載の、繰越額の簡易水道の 1 事業は、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による、建設改良費の繰越しを行い、同条第 3 項の規定により報告するものであります。

上段の原水及び浄水施設費は、設楽ダム建設工事に伴い、林道境川線沿いの田口簡易水道の導水管のルート変更、更新布設工事を行う工事であります。繰越理由につきましては、資料の右端の説明欄を御覧いただき、今年度への繰越額は、6,050 万円であります。

最後に、報告第 4 号「令和 6 年度設楽町下水道事業会計予算繰越計算書について」を説明しますので、37 ページを御覧ください。

39 ページに記載の繰越額の特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業の 2 事業は、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、建設改良費の繰越しを行い、同条第 3 項の規定により報告するものであります。

上段の特定環境保全公共下水道事業、管渠建設費は、田口地区の管渠布設工事 2 件と委託 1 件を繰越して工事を進めているものであります。

繰越理由につきましては、資料の右端の説明欄を御覧いただき、今年度への繰越額は、2 億 9,150 万円であります。

下段の農業集落排水事業、処理場建設改良費は、名倉地区の処理場の機械、電気機器施設の更新工事を繰越して工事を進めているものであります。

繰越理由につきましては、資料の右端の説明欄を御覧いただき、今年度への繰越額は、1 億 380 万円です。

説明については、以上です。

議長 趣旨説明が終わりました。

質疑は、1 件ごとに行います。

報告第 2 号「令和 6 年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」

の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第2号は終わりました。

議長 報告第3号「令和6年度設楽町簡易水道事業会計予算繰越計算書について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第3号は終わりました。

議長 報告第4号「令和6年度設楽町下水道事業会計予算繰越計算書について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号は終わりました。

議長 日程第9、議案第46号「町道路線の一部廃止について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第46号「町道路線の一部廃止について」を説明しますので、41ページを御覧ください。

道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線の一部廃止について、同条第3項の規定に基づき、町道路線の一部を廃止したいので議会の議決を求めるものであります。

議案及び別添43ページ、44ページの位置図を御参照ください。

廃止する路線及び内容は、田口地内の町道町浦シウキ線及び清崎地内の町道狐洞育苗線について、設楽ダム建設工事に伴う水没付替道路として、県道瀬戸設楽線が新たなルートで建設されることにより、一部町道に影響が生じ、この2路線の一部について廃止が必要となるため、廃止の手続きを進めるものであります。

詳細につきましては、建設課長のほうから説明させていただきます。

建設課長 ただいま副町長が説明したと一部重複しますが、説明させていただきます。

今回の上程は、設楽ダム建設工事に伴う付替県道瀬戸設楽線の建設により、設楽町田口シウキ地内にあります町道町浦シウキ線及び町道狐洞育苗線の一部路線の廃止を依頼するものです。

町道町浦シウキ線より御説明をいたしますので、43 ページを御覧ください。

青色の実線が付替県道の瀬戸設楽線となります。赤色の部分は一部廃止する部分で、ループしておりました町道が途切れてしまうことから、終点を田口字シウキ 1 番 1 から清崎字下ノ沢 10 番 7 へ変更するものです。

また、枝分かれをした部分については、今までどおり、町道町浦シウキ線として管理をいたします。

続きまして、町道狐洞育苗線について御説明をいたします。44 ページを御覧ください。

こちらの路線につきましても、赤色の部分を付替県道の建設に伴い廃止し、終点を清崎字江ヶ沢 6 番から清崎字榛ノ木山 9 番 1 へ変更するものでございます。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 46 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 46 号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 46 号を総務建設委員会に付託します。

議長 次に、日程第 10、議案第 47 号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 47 号「設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、資料の 45 ページを御覧ください。

設楽町農林業担い手支援住宅条例の一部改正につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものです。

改正理由といたしましては、農林業団体——例えば、JA 愛知東農協ですとか、設楽森林組合などの研修生並びに短期間雇用者等、農林業の振興に関係する方が農林業の振興を図りやすくするために、利用可能な施設となるよう設楽町農林業担い手支援住宅の入居要件を見直し、関係する条例

の一部を改正するものであります。

条例の改正詳細につきましては、産業課長のほうから説明させていただきます。

産業課長 それでは、改正内容を御説明しますので、48 ページの新旧対照表を御覧ください。

今回、第3条第1号の受入れを決定する機関の名称ですね、設楽町新規就農支援協議会の名称につきましては、昨年1月に当協議会の名称が設楽町新規就農林支援協議会へ変更になったことに伴う改正でございます。

同じく第3条第4号で規定する上古町住宅の入居資格に要望のありました農林業団体等の研修生、それから短期期間雇用者等を入居できるようにするための追加の改正でございます。

次に3条第6号は、通常この住宅に入居する際は住民票の異動をすることというのを規定しておりますが、第4号で追加しました研修生や短期間雇用者など、入居期間が1年に満たない場合は、その規定を除くものでございます。

最後に、第9条で規定する家賃につきまして、金額の変更はございませんが、住宅ごとの単位を明確にするため、別表第2を全部まとめるものでございます。

実際、昨日ですが、JA愛知東さんのほうから、トマト選果場のほうに人材派遣で外国人等を入れたい、そういったときにこの住宅等の受入れができないかという御相談がございました。ちょっと議会議決後の対応をさせてもらいますということで説明をさせていただきましたが、ニーズがあるようなので積極的に活用していきたいと考えております。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第47号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第47号総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第47号を総務建設委員会に付託します。

議長 次に、日程第11、議案第48号「令和7年度設楽町一般会計補正予算(第1号)」から日程第19、議案第50号「令和7年度設楽町田口財産区特別会計補正予算(第1号)」までを一括して議題とします。本案について提案理

由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 48 号から第 50 号までの一般会計及び 2 特別会計の補正内容について、一括して説明させていただきます。

最初に、議案第 48 号「令和 7 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）について」を説明しますので 49 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 8,144 万円を追加し、予算総額を 66 億 6,476 万 1,000 円とするものであります。

歳出から説明しますので、資料の 62 ページ、63 ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、3 節職員手当等 1,179 万 9,000 円は、児童手当 26 万円、及び退職手当組合負担金 1,153 万 9,000 円につきましては、当初予算要求時には確定が出来なかったため今回補正をさせていただくものであります。

11 節役務費 20 万 7,000 円は、月額会計年度任用職員も公務災害補償保険料の対象となることが判明したため新規で加入するものであります。

12 節委託料 132 万円は、国が 70 年ぶりに旅費制度の見直しを行ったため、国に合わせた町の関係条例を見直す必要があります。広範囲に渡るため委託して処理する補正であります。

3 目電子計算費、12 節委託料 616 万円は、システム標準化対象業務のうち半数ほどが 10 月末に移行するため補正するものですが、財源については、とりあえず、今回一般財源としておりますが、国のデジタル基盤改革支援補助金の変更申請手続きを行いますので、許可がおりれば、年度内で財源更正補正を行う見込みであります。

13 節使用料及び賃借料 6 万 5,000 円は、価格改正により使用料が値上げされたことによる補正であります。

4 目自治振興費、18 節負担金、補助及び交付金 30 万円は、地元愛創造プロジェクト交付金に名倉地区の 1 団体より申請があり、補正するものであります。

8 目ダム対策費、8 節旅費 11 万 3,000 円、10 節需用費 4 万 6,000 円、11 節役務費 24 万円は、水力発電事業に伴い、町にダム水路主任技術者が必要となるため、2 名の講習受講に係る経費を補正するものであります。

10 目情報通信基盤整備費、18 節負担金補助及び交付金 577 万 7,000 円は、上段の北設広域事務組合負担金、363 万 5,000 円は、月バイパス 1 号橋工事に伴い、北設情報のケーブルを現在の国道から移設するための負担金であります。

64、65 ページを御覧ください。

もう一つの北設広域事務組合負担金、214 万 2,000 円は、テレビのサービ

ス提供に必要となる、V－ONU管理サーバーと放送機器監視サーバーの保守期間、5年間で本年度10月末で完了するために、北設情報ネットワーク設備更改費の負担金として補正するものであります。

12目アウトドアまちづくり推進費、10節需用費、71万3,000円は、合併20周年記念、及びアウトドアのまちしつらる浸透するため、町民からの要望もあり、経年劣化した各行政区の回覧板を作成、更新する補正であります。

2項徴税費、2目賦課徴収費、12節委託料625万9,000円は、令和9年度評価替えに係る標準宅地の鑑定業務委託について、3年毎に行うものですが、当初予算の計上漏れのため補正させていただきました。申し訳ありませんでした。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、10節需用費29万1,000円は、改ざん防止用の用紙の在庫が不足したため、6月補正で対応させていただきます。

7項交通対策費、2目公共交通費、27節繰出金63万8,000円につきましては、この後の町営バス特別会計のところで説明をさせていただきます。

66、67ページを御覧ください。

3款民生費、1項9目物価高騰対応重点支援事業費、11節役務費18万7,000円から、18節負担金、補助及び交付金2,242万円は、物価高騰対応重点支援交付金を活用し、本来給付すべき所要額と令和6年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付）の給付額との間で差額が生じた方に、不足額給付の支給に係る経費を補正するものであります。

2項児童福祉費、2目保育園費、10節需用費から、17節備品購入費につきましては、備品購入費のガスオープン以外は、今年度4月より田口・清嶺保育園として開園し、運営しておりますが、私立保育園から公立保育園に変わったことに伴い運営してきましたが、気付いたいくつかの手を施すことが生じたので、その補正をするものであります。

10節需用費13万4,000円は、給食用トレーですとか食器、まな板等の状態が悪いものの購入する費用であります。

11節、役務費1万6,000円は、保育園名変更に伴う、火災通報装置用のロムの取替え費用であります。

12節委託料17万3,000円は、建物の移転、地上権設定登記に係る経費の追加であります。

17節備品購入費80万2,000円は、田口・清嶺保育園に清嶺保育園から搬入した、季節ごとで使用する物品等を収納するため、物置を設置する費用と、津具保育園のガスオープンが経年劣化し、修理するための部品が無く、買

い替える補正であります。

68、69 ページを御覧ください。

4 款衛生費、1 項 2 目予防費、12 節委託料 103 万 4,000 円は、母子保険対策強化事業のデータ標準レイアウト改訂版に対する改修を、国庫補助率 2 分の 1 を受けて行うものであります。

4 目環境衛生費、18 節負担金、補助及び交付金 600 万円は、飲料水安定確保対策事業補助金の申請、いわゆる、井戸設置補助金について、沖駒地区より 2 件の申請がありましたので、補正するものであります。

5 款農林水産費、1 項 2 目農業振興費、18 節負担金、補助及び交付金 562 万 5,000 円は、新規就農者育成総合対策補助金として、東納庫地内で営農する新規就農者が経営発展支援事業を申請するための補正であります。

内容は、ハウスの改修工事で、補助率は、国 2 分の 1 と、県 4 分の 1、合計 4 分の 3 を補助し、残りの 4 分の 1 は自己負担であります。補助対象上限額は 750 万円であります。事業計画が 2 月以降に決定したため、当初予算には間に合わずに 6 月補正となりました。

6 款商工費、1 項 5 目道の駅管理費、10 節需用費 171 万 6,000 円は、アグリステーションなぐらの大屋根部分の一部が陥没したため、雨漏り、及び浸食が広がらないように棟瓦などを修繕する補正であります。財源については、共済組合に建物保険金の申請をしておりますので、確定でき次第、財源更正を行います。

8 款消防費、1 項 2 目非常備消防費は、ポンプ車購入の補助率が 3 分の 1 から 2 分の 1 に変更したことに伴い、増額補助分を財源更正する補正であります。

70、71 ページを御覧ください。

8 款消防費、3 目消防施設費、12 節委託料 66 万円は、防災行政無線更新に伴う電波調査を行う委託事業であります。合併後 20 年が経過し、一部の地区で屋外子局、また、屋内子機が受信出来ない、受信しづらいための対応する補正であります。

17 節備品購入費 12 万 1,000 円は、消火栓ホース格納箱について、分団からの設置要望を受けて補正するものであります。

4 目災害対策費、10 節需用費 123 万 2,000 円は、田口及び津具のへりポートの境界灯について、愛知県航空隊より安全に配慮するため、LED 化の変更要請があり補正するものであります。

9 款教育費、1 項 2 目事務局費、18 節負担金、補助及び交付金 176 万円、及び 27 節繰出金 563 万 2,000 円は、愛知県森林管理事務所の通知に基づき、各分収育林の売却収入を対象団体へ交付するものであります。

学校部分林分収収益交付金 176 万円は、清崎小学校の分収育林収益分として、清田部分林監理委員会へ支払い、田口財産区特別会計には、田口小学校分収育林収益分を特別会計に繰出しを行うものであります。

続きまして、歳入について説明しますので、58、59 ページを御覧ください。

15 款国庫支出金、2 項 2 目民生費国庫負担金、3 節物価高騰対応重点支援補助金 2,260 万 7,000 円は、歳出の民生費で説明しました、本来給付すべき所要額と令和 6 年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付）の給付額との間で差額が生じた方に要する費用の財源として、国の補助を受けて実施するものであります。

3 目衛生費国庫負担金、1 節予防費補助金 51 万 7,000 円は、歳出の衛生費で説明しました、健康管理システム改修委託に要する費用の財源として、国の補助 2 分の 1 を受けて実施するものであります。

16 款県支出金、2 項 4 目農林水産業費県補助金、2 節農業振興費補助金 562 万 5,000 円は、歳出の農林水産費で説明しました、新規就農者育成総合対策補助金に要する費用の財源として、補助率は、国 2 分の 1、県 4 分の 1、合計 4 分の 3 の補助を受けるものです。

国、県の補助額を町を経由して、全額支給するため、資料のところには全額補助と記載してあります。

6 目消防費県補助金、2 節消防施設整備費補助金 82 万 8,000 円は、歳出の消防費で説明しました、ポンプ車購入に要する費用の財源として、ポンプ車購入の補助率が 3 分の 1 から 2 分の 1 に変更したことに伴い、増額補助分を財源更正する補正です。資料の記載は、3 分の 1 となっていますが、2 分の 1 の誤りですので訂正をお願いします。申し訳ございません。金額に誤りはございません。

7 目教育費県補助金、2 節事務局費補助金 206 万円の減額と、3 項 5 目教育費県負担金、1 節事務局費委託金 1,042 万 5,000 円については、「ラーケーションの日」モデル事業補助金から委託金への変更に伴うものです。当初予算では、1 校分として 206 万円を計上していましたが、小中学校 5 校分が対象となり、1 校分の補助額が 208 万 5,000 円に上がったことによる補正であります。

60 ページ、61 ページを御覧ください。

19 款繰入金、2 項 2 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正額の調整額で、歳出の増額補正に伴い増額するものです。

今回の補正歳出に係る一般財源 3,610 万 6,000 円の詳細は、資料 55、56

ページに記載しておりますので、御参照下さい。

21 款諸収入、4 項 4 目雑入、23 節雑入 739 万 2,000 円は、歳出の教育費で説明しました、愛知県森林管理事務所の通知に基づき、各分収育林の売却収入を対象団体へ交付するものの費用として、補正するものであります。

続いて、議案第 49 号「令和 7 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）」について説明しますので、75 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 63 万 8,000 円を追加し、総額を 4,815 万 3,000 円とするものであります。

86、87 ページの歳出を御覧ください。

1 款総務費、1 項 1 目総務管理費、1 節報酬 48 万 7,000 円と 8 節旅費 15 万 1,000 円は、4 月以降の、現在の職員に減員状況が生じたことにより、当面、会計年度任用職員で事務執行を補助して事務を進めるため補正するものであります。

続きまして、歳入を説明しますので、84、85 ページを御覧ください。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金 63 万 8,000 円は、歳出で説明した案件の財源調整とするため一般会計からの繰入をする補正であります。

次に、議案第 50 号「令和 7 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）」について説明しますので、89 ページを御覧ください。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 563 万 2,000 円を増額し、総額を 1,267 万 3,000 円とするものであります。

歳出の説明をしますので、100 ページ、101 ページを御覧ください。

2 款諸支出金、2 項 1 目積立金、24 節積立金 563 万 2,000 円が、一般会計補正で説明した、9 款教育費、1 項 2 目事務局費、27 節繰出金 563 万 2,000 円は、愛知県森林管理事務所の通知に基づき、各分収育林の売却収入を対象団体へ交付するものであります。

田口財産区特別会計には、田口小学校分収育林収益分を特別会計に繰出しが行われるため、設楽町田口財産区特別会計では、これを積み立てておくものであります。

続きまして、歳入について説明しますので、98、99 ページを御覧ください。

3 款繰入金、2 項 1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金 563 万 2,000 円は、歳出で説明したとおり、一般会計からの繰入れをする補正であります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は1件ごとに行います。

議長 報告第2号「令和6年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第48号を、所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第48号を、所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 次に、議案第49号「令和7年度設楽町町営バス特別会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第49号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第49号を、文教厚生委員会に付託します。

議長 次に、議案第50号「令和7年度設楽町田口財産区特別会計補正予算(第1号)」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第50号を、総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第50号を、総務建設委員会に付託します。

議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

散会 午後4時02分

